

坂町地域防災計画 震災対策編

地震災害対策計画
津波災害対策計画

令和6年3月

坂町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	基本方針	1
第3節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	1
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第5節	坂町の自然的条件	6
第6節	坂町における過去の地震・津波の概要	6
第7節	被害想定	7

第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	18
第2節	防災まちづくりに関する計画	18
第3節	町民の防災活動の促進に関する計画	22
第4節	調査・研究に関する計画	30
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	30
第6節	危険物等災害予防計画	39
第7節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	41
第8節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	44
第9節	広域避難の受入に関する計画	48

第3章 災害応急対策計画

第1節	基本方針	49
第2節	災害発生（津波到達）直前の応急対策	49
第1項	配備動員計画	49
第2項	緊急地震速報（津波警報）等の伝達に関する計画	57
第3項	住民等の避難誘導に関する計画	69
第3節	災害発生（津波到達）後の応急対策	74
第1項	災害情報計画	74
第2項	通信運用計画	85
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	87
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	90
第1項	自衛隊災害派遣要請計画	90
第2項	相互応援協力計画	96
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	97
第1項	救助活動	97
第2項	医療救護・助産計画	99
第3項	消防計画	100
第4項	水防計画	102
第5項	危険物等災害応急対策計画	103

第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	104
第1項	警備、交通規制、交通確保計画	104
第2項	交通、輸送応急対策計画	116
第3項	在港船舶対策計画	117
第8節	避難生活及び情報提供活動	117
第1項	避難計画	117
第2項	災害広報・被災者相談計画	119
第3項	住宅応急対策計画	121
第9節	救援物資の調達・供給活動	125
第1項	食料供給計画	125
第2項	給水計画	126
第3項	生活必需品等供給計画	128
第4項	救援物資の調達及び配送計画	129
第10節	保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	131
第1項	防疫計画	131
第2項	遺体の捜索、取扱い、埋葬等計画	132
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	133
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	133
第2項	電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画	134
第3項	廃棄物処理計画	137
第4項	有害物質等による環境汚染防止計画	138
第12節	ボランティアの受入れ等に関する計画	139
第13節	保育・文教計画	141
第14節	災害救助法適用計画	144

第4章 災害復旧計画

第1節	目的	150
第2節	被災者の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	150
第3節	被災者の生活確保に関する計画	167
第4節	施設災害復旧計画	167
第5節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	168
第6節	災害復興計画（防災まちづくり）	169

地震災害対策計画

津波災害対策計画

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定により作成している「坂町地域防災計画」の震災対策編とし、地震災害対策計画と津波災害対策計画を一体的に作成したものです。

計画は、地震災害対策を基本として記述しています。

津波災害対策として読む場合は、「地震（地震・津波）」などの記述について（ ）内の言葉を採用してください。

両計画に重複する部分については、特に表示をしていません。

地震災害対策計画のみに関する事項の場合は、見出し項目又は文章の末尾に（*地震災害対策）を、津波災害対策計画のみに関する事項の場合は、同じく（*津波災害対策）と記しています。

第1章 総則

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	基本方針	1
第3節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	1
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第5節	坂町の自然的条件	6
第6節	坂町における過去の地震・津波の概要	6
第7節	被害想定	7

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、町内において発生が想定されるあらゆる地震（地震・津波）災害に対処するため、町、県、海田警察署、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、広島市消防局、広島市水道局、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を地震（地震・津波）災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号。以下「基本法」という。）第42条の規定により作成している「坂町地域防災計画」の震災対策編とし、この計画に定めのない事項については、「坂町地域防災計画」に定めるところによる。
- 2 この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震（地震・津波）災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の地震（地震・津波）災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 町の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施にあたっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮

を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、本町の区域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 公共的団体その他の公共的活動をするすべての団体は、法人か否かを問わず、自発的な防災組織の充実を図り、防災に寄与するよう努める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては、自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 坂町防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
- (8) 町民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査

- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内の公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定
- (12) 被災宅地危険度判定
- (13) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に努める

3 海田警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

第1章 総則

- (1) 中国地方整備局広島国道事務所広島維持出張所
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - ウ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - エ 災害時における交通確保
 - (2) 第六管区海上保安本部広島海上保安部
 - ア 警報等の伝達等
 - イ 情報の収集及び情報連絡
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - カ 流出油等の防除
 - キ 海上交通安全の確保
 - ク 警戒区域の設定
 - ケ 治安の維持
 - コ 危険物の保安措置
 - (3) 広島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ 緊急地震速報の利用周知・広報
- 5 自衛隊（陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方総監部）
- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
 - (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与
- 6 指定公共機関
- (1) 日本赤十字社広島県支部
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - ウ 日赤関係医療施設の保全
 - (2) 日本放送協会広島放送局
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
 - オ 義援金の募集、配分

- (3) 西日本高速道路株式会社中国支社
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 災害時における旅客の安全確保
 - ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (5) 日本貨物鉄道株式会社
 - 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
- (6) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）中国支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
 - ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供
- (7) 日本通運株式会社広島支店
 - 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (8) 中国電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (9) KDDI株式会社中国総支社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (10) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (11) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧

7 指定地方公共機関

- (1) ガス供給事業者（広島ガス株式会社）
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
- (2) 社会福祉法人恩賜財団広島県済生会
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施

イ 負傷者の受入れ並びに看護

8 消防

(1) 広島市消防局

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 災害時の消防・水防活動
- ウ 被害実態の把握
- エ 被災者の救出、救助等の措置
- オ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示の伝達及び避難誘導
- カ 防災のための知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練

(2) 坂町消防団

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 災害時の消防・水防活動
- ウ 被害実態の把握
- エ 被災者の救出、救助等の措置
- オ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示の伝達及び避難誘導

9 広島市水道局

- (1) 水道施設の防災管理
- (2) 災害時における飲料水等の供給の確保
- (3) 被災水道施設の応急対策及び災害復旧

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(広島安芸商工会坂支所、坂町漁業協同組合、安芸地区医師会坂支部)
それぞれの業務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力

第5節 坂町の自然的条件

「坂町地域防災計画（基本編）」に準ずる。

第6節 坂町における過去の地震・津波の概要

1 地震

坂町では近年、大きな被害を生じる地震は発生していない。平成16～25年の10年間でみると、震度1以上を観測した地震の回数は、平成18年の7回が最多となっている。

また、平成元年以降の主な地震（震度4以上を観測した地震）は、阪神・淡路大震災（平成7年、震度4）、鳥取県西部地震（平成12年、震度4）、芸予地震（平成13年、震度5弱）、大分県西部地震（平成18年、震度4）、伊予灘を震源とする地震（平成26年、震度4）となっている。

2 津波

南海トラフでは、津波を伴った地震が、1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において、県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、平成22年2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1m、平成23年3月に発生した東日本大震災により、広島、呉で0.3mの津波を観測している。

（「広島県地域防災計画(震災対策編・津波災害対策計画) 平成25年5月修正」による。）

第7節 被害想定

地震（地震・津波）防災対策の的確な推進に資するため、「広島県地震被害想定調査」（平成25年10月、広島県、以下「被害想定調査」という。）を基に、本町における人的・物的被害を想定した。

1 想定地震

(1) 想定地震の規模等

想定地震は、被害想定調査において想定されている以下の地震とした。

表 想定地震の諸元

地震名	地震タイプ	長さ	幅	マグニチュード(※1)
南海トラフ巨大地震	プレート間	-	-	9.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	-	-	6.7～7.4
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	約 130km	20～30km	8.0程度もしくはそれ以上
石鎚山脈北縁	地殻内	約 30km	不明	7.3～8.0程度
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	約 130km	不明	8.0程度もしくはそれ以上
五日市断層	地殻内	約 20km	約25km	7.0程度
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)(※2)	地殻内	約 10km	不明	6.5程度
岩国断層帯	地殻内	約 44km	20km程度	7.6程度
安芸灘断層群(主部)	地殻内	約 21km	不明	7.0程度
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	約 37km	不明	7.4程度
長者ヶ原断層－芳井断層	地殻内	約 37km	-	7.4
どこでも起こりうる直下の地震(※3)	地殻内	-	-	6.9

注：被害想定調査による。

※1：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード。

気象庁マグニチュードが、周期5秒までの地震波形の最大振幅の値に用いて計算した値を示しているのに対し、モーメントマグニチュードは、震源で生じた断層運動の規模そのものを表す地震発生時の岩盤のずれの規模をもとにして計算されたもの。

※2：己斐－広島西縁断層帯(M6.5)は、参考として震源を仮定している。

※3：どこでも起こりうる直下の地震は、役場の所在地に震源位置を仮定（以下「坂町直下地震」という。）

(2) 想定地震の特徴

ア 南海トラフ巨大地震

日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数センチの割合で沈み込んでいる場所にあり、日本列島の広い範囲に強い揺れと大きな津波による災害を引き起こすことが懸念されている。

地震が起こった場合の震度は、広島県南部の広い範囲の海沿いの平地と内陸の河川沿いの平地で震度6弱、県東部から西部の沿岸部の内陸部に及ぶ広い範囲で震度5強と想定され、他の想定地震に比べても、被害量が圧倒的に大きいとされる。

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道では、南海トラフから西北西に沈み込むフィリピン海プレート（深さ40～60km）においてプレート内部の破壊（ずれ）によるプレート内の地震が発生している。近年では芸予地震（平成13年マグニチュード6.7）が記憶に新しい。

地震が起こった場合の震度（北から破壊のケース）は、県中央部の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で震度6強、県南部の広い範囲の平地や河川沿いで震度6弱、県中央部の沿岸部から東広島市の内陸部を中心とする広い範囲で震度5強と想定されている。

ウ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部

中央構造線断層帯は、紀伊半島の金剛山地の東縁から和泉山脈の南縁淡路島南部の海域を経て四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に至る長大な断層帯である。地震調査研究推進本部（文部科学省）の長期評価では、中央構造線断層帯を過去の活動時期の違いなどから6つの区間に分けて評価しており、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部はその一つである。日本の活断層の中では、発生確率がやや高いグループとなっている。

地震が起こった場合の震度（西から破壊のケース）は、県南部の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で震度6強、その周辺の平地で震度6弱、県中央部から東部の沿岸部及び島しょ部の平地で震度5強と想定されている。

エ 石鎚山脈北縁

石鎚山脈北縁も、地震調査研究推進本部の長期評価による中央構造線断層帯の6つの区間の一つであり、岡村断層からなる約30kmの断層である。

地震が起こった場合の震度（西から破壊のケース）は、県南部の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で震度5強と想定されている。

オ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘

石鎚山脈北縁西部－伊予灘も、地震調査研究推進本部の長期評価による中央構造線断層帯の6つの区間の一つであり、川上断層、重信断層、伊予断層、米湊断層、伊予灘東部断層及び伊予灘西部断層からなる約130kmの断層である。

地震が起こった場合の震度（東から破壊のケース）は、県南部の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で震度5強と想定されている。

カ 五日市断層

五日市断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価において、五日市断層と己斐－広島西縁断層帯の2つに区分されている。五日市断層はそのうちのひとつで、広島市安佐北区から同市佐伯区を経て廿日市市に至る約25kmの断層である。

地震が起こった場合の震度（北から破壊のケース）は、広島市を中心とする県西部の沿岸部及び平地の一部地域で6強、その周辺で6弱、更にその周辺で5強と想定されているが、その範囲は県の南西部に限られる。

キ 己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)

己斐－広島県西縁断層帯は、五日市断層とともに五日市断層帯をなし、広島市の安佐南区から同市西区に至る長さ約10kmの断層帯である。

地震が起こった場合の震度（北から破壊のケース）は、広島市を中心とする県西部の沿岸部及び平地の一部地域で6強、その周辺で6弱、更にその周辺で5強と想定されているが、その範囲は県の南西部に限られる。

ク 岩国断層帯

岩国断層帯は、広島県南西部（大竹市）から山口県岩国市玖珂町を通り、下松市を経て山口県周南市に至る断層で、長さ約44kmに及ぶ断層帯である。

地震が起こった場合の震度（東から破壊のケース）は、県西部の大竹市の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で6強、その周辺部で6弱、更にその周辺（広島湾沿岸）で5強と想定されているが、その範囲は県の南西部に限られる。

ケ 安芸灘断層群（主部）

安芸灘断層群は、地震調査研究推進本部の長期評価において、安芸灘断層群（主部）と安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の2つに区分されており、主部は、広島県江田島市沖から山口県岩国市沖に分布する長さ約21kmの断層帯である。日本全体の活断層のなかでは、発生確率が高いグループに属している。

地震が起こった場合の震度（北から破壊のケース）は、県西部の広島湾周辺の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で6弱、その周辺で5強と想定されている。

コ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）は、主部とともに、安芸灘断層群の一部をなし、広島市沖から山口県岩国市の陸域にかけて分布する長さ約37kmの断層帯である。

地震が起こった場合の震度（北から破壊のケース）は、県西部の広島湾周辺の沿岸部及び島しょ部の平地の一部地域で6強、その周辺で6弱、更にその周辺で5強と想定されているが、その範囲は県の南西部に限られる。

サ 長者ヶ原断層－芳井断層

長者ヶ原断層は、福山市西部に位置する北東－南西走向の右横ずれ変位を持つ長さ10kmの断層である。

芳井断層は、長者ヶ原断層の北東延長上の岡山県南西部に位置する北東－南西走向の右横ずれ変位を持つ推定活断層である。

地震が起こった場合の震度（西から破壊のケース）は、県東部の沿岸部及び島しょ部の平地で6強、その周辺で6弱、更にその周辺で5強と想定されているが、その範囲は県の南東部に限られる。

2 想定地震の今後の発生確率

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）等により評価（長期評価）した今後の地震発生確率は次のとおりである。

表 海溝型地震の今後の発生確率

地震名	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)
	10年以内	30年以内	50年以内		
南海トラフ地震	20%程度	60~70%	90%程度以上	0.76	88.2年 67.0年前
安芸灘~伊予灘~豊後水道のプレート内地震	10%程度	40%程度	50%程度	-	約67年 -

注-1：海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成25年1月1日）による。

-2：地震後経過率は、最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると 1.0となる。

表 陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後の発生確率

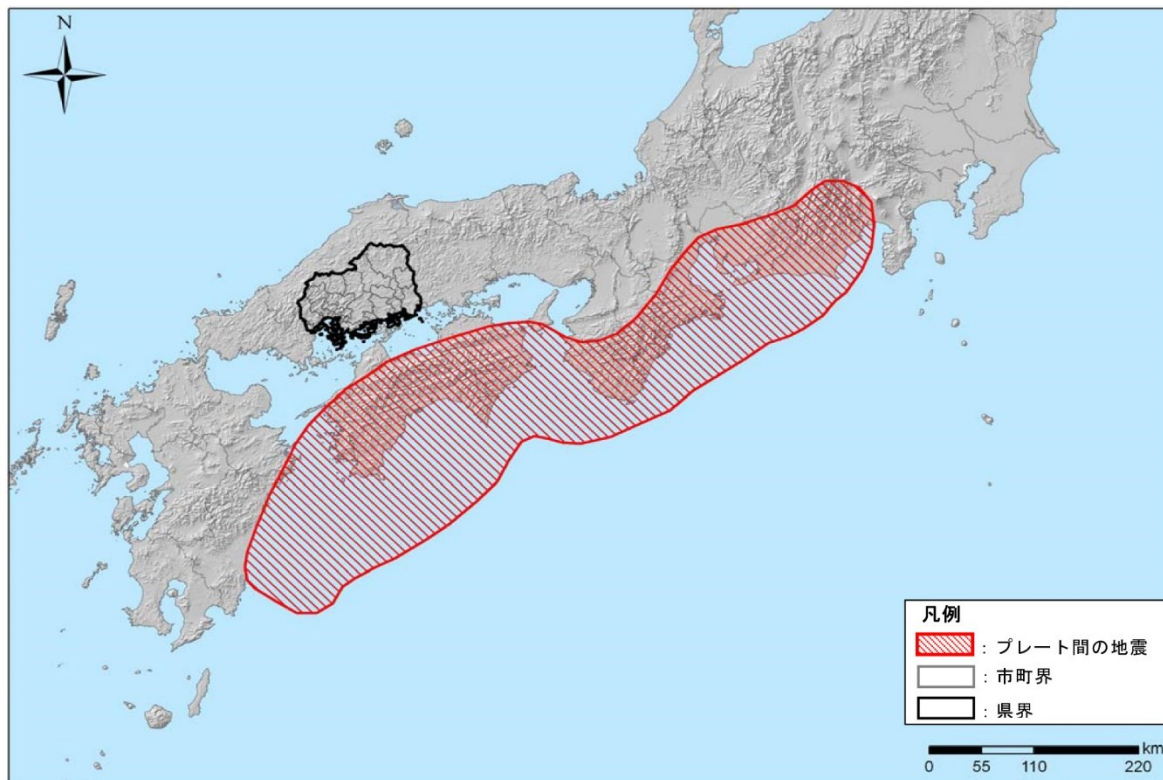
断層帯名	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
	30年以内	50年以内	100年以内		
五日市断層	※	※	※	※	不明 7~12世紀
己斐-広島西縁断層帯	※	※	※	※	不明 約23,000年前以前
岩国断層帯	0.03~2%	0.05~3%	0.1~6%	0.6-1.2	約9,000~18,000年 約11,000~10,000年前
安芸灘断層群(主部)	0.1~10%	0.2~20%	0.4~30%	0.6-2.4	2,300~6,400年 約5,600~3,600年前
安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)	※	※	※	※	不明 不明

注-1：主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成25年1月1日、県別）による。

-2：地震後経過率は、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0となる。

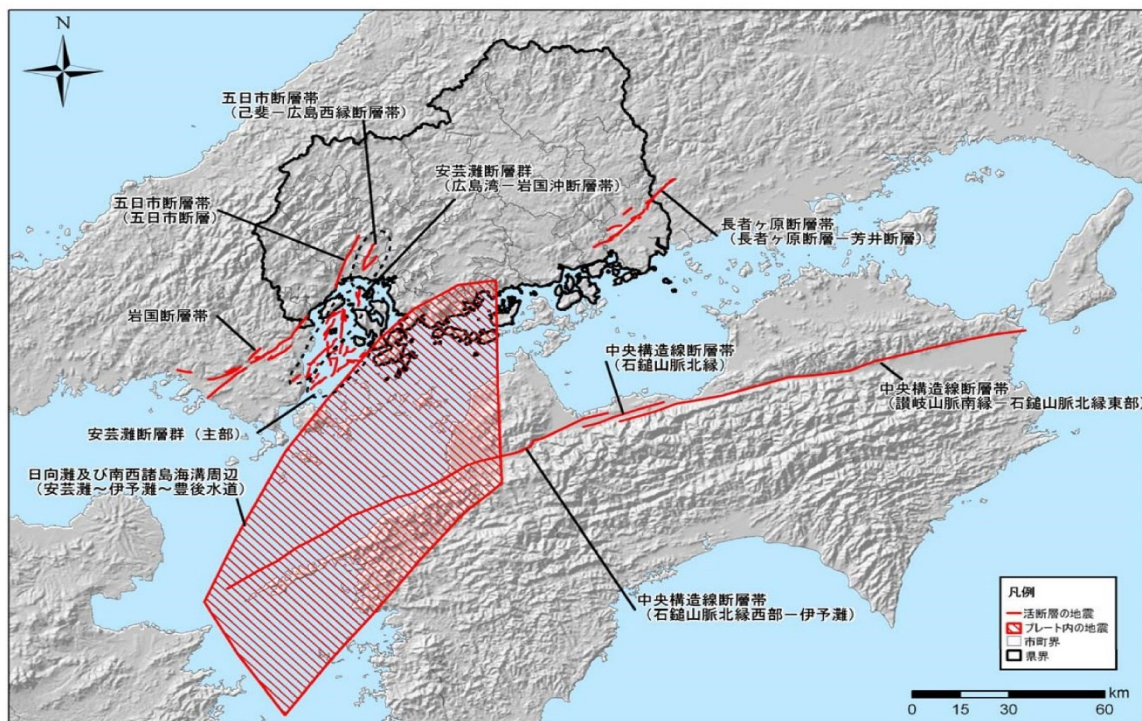
-3：※印は、平均活動間隔が判明していないため、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

■南海トラフ巨大地震の想定震源域



注：被害想定調査による。

■想定地震の位置（南海トラフ巨大地震以外）



注：被害想定調査による。

3 震度等の予測

(1) 震度

想定地震ごとの震度別面積割合は、次表のとおりである。

表 震度別面積割合（坂町）

想定地震	想定ケース	震度別面積割合（%）					
		4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ巨大地震	陸側ケース	0.0	0.0	60.6	39.4	0.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	北から破壊	0.0	0.0	58.9	40.5	0.7	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	西から破壊	77.7	22.3	0.0	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁	西から破壊	91.9	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	58.9	35.2	5.9	0.0	0.0	0.0
五日市断層	北から破壊	0.0	57.8	36.6	5.6	0.0	0.0
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)	北から破壊	1.3	57.5	23.9	17.2	0.0	0.0
岩国断層帯	東から破壊	56.9	22.3	20.8	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群(主部)	北から破壊	56.6	26.8	16.5	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	北から破壊	0.0	7.7	57.6	34.7	0.0	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	西から破壊	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
坂町直下の地震	-	0.0	0.0	24.3	35.2	40.5	0.0

注-1：被害想定調査による。

-2：南海トラフ巨大地震は、人的被害が最大（浸水深30cm以上の面積が最大）となる津波ケースの被害を示した。（本町はケース1（駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定））

-3：南海トラフ巨大地震以外の地震は、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いた。

(2) 液状化

想定地震ごとの液状化の危険度を示すP L値は、次表のとおりである。

表 P L値面積割合（坂町）

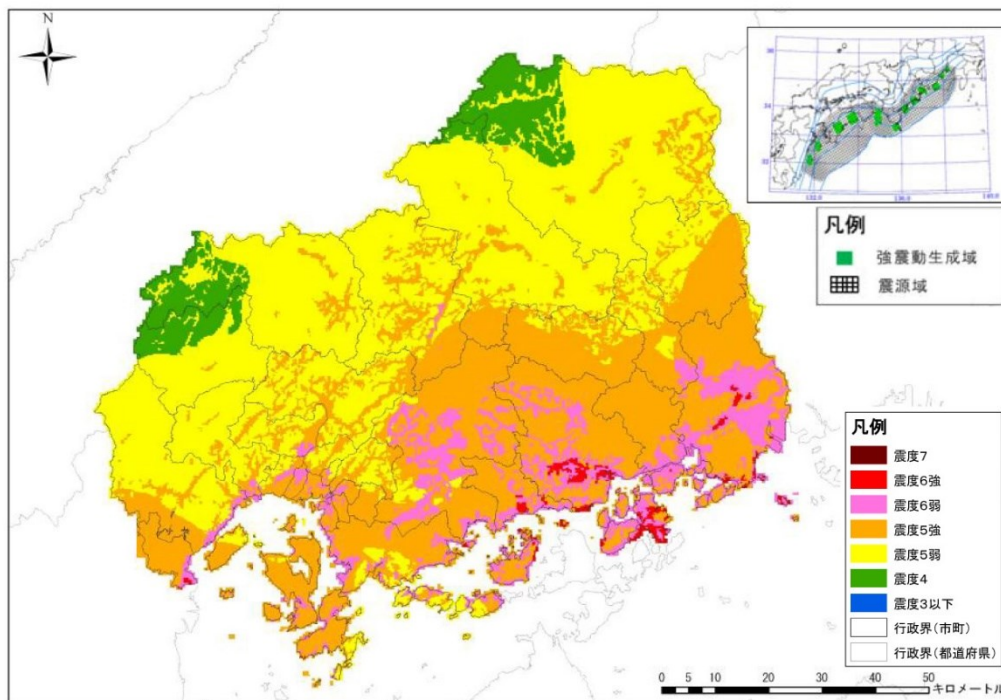
想定地震	想定ケース	P L値 面積割合（%）					
		対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
南海トラフ巨大地震	陸側ケース	0.0	58.6	1.9	1.7	17.5	20.3
安芸灘～伊予灘～豊後水道	北から破壊	0.0	58.6	0.0	2.5	17.8	21.1
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	西から破壊	45.0	23.2	11.3	1.6	11.5	7.4
石鎚山脈北縁	西から破壊	52.0	23.2	5.3	0.6	11.5	7.4
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	35.5	24.0	8.8	12.8	11.5	7.4
五日市断層	北から破壊	6.2	52.3	0.3	2.1	23.5	14.8
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)	北から破壊	6.8	51.8	1.6	2.1	20.2	17.5
岩国断層帯	東から破壊	34.5	24.6	2.1	18.1	13.2	7.4
安芸灘断層群(主部)	北から破壊	34.4	24.5	2.2	12.6	18.3	8.0
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	北から破壊	6.1	52.5	1.6	2.1	23.0	14.8
長者ヶ原断層－芳井断層	西から破壊	56.1	23.2	1.3	0.6	11.5	7.4
坂町直下の地震	-	10.9	52.2	0.0	2.2	11.8	22.9

注-1：被害想定調査による。

-2：P L値による液状化危険度判定基準は次のとおり。

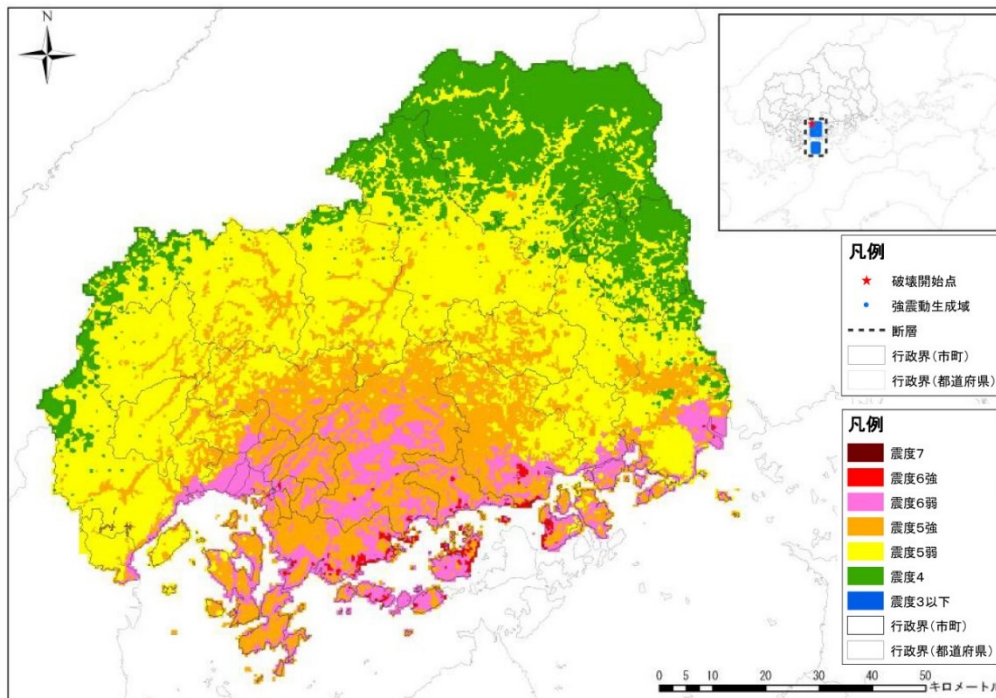
液状化危険度	P L値
液状化危険度が極めて高い	30 < P L
液状化危険度がかなり高い	15 < P L ≤ 30
液状化危険度が高い	5 < P L ≤ 15
液状化危険度が低い	0 < P L ≤ 5
液状化危険度がかなり低い	P L = 0

■震度分布（南海トラフ巨大地震）



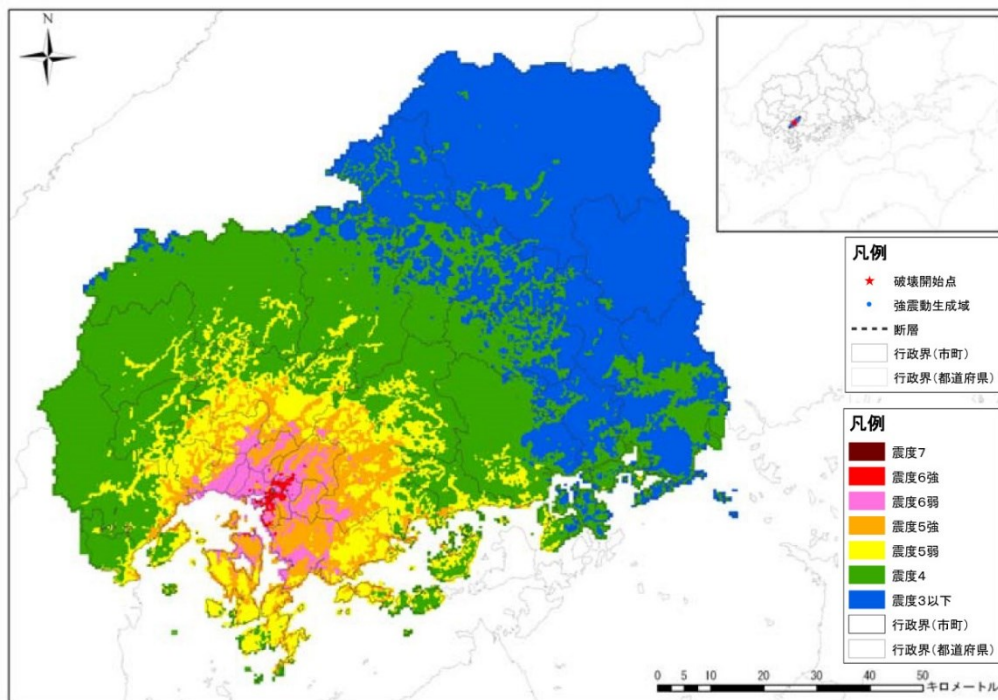
注：被害想定調査による。

■震度分布（安芸灘～伊予灘～豊後水道）



注：被害想定調査による。

■震度分布（坂町直下の地震）



注：被害想定調査による。

(3) 津波

ア 最高津波水位、最大波到達時間及び津波影響開始時間

南海トラフ巨大地震では、最高津波水位 3.6m、最大波到達時間 243分、津波影響開始時間49分となっている。

瀬戸内海域活断層等では、最高津波水位 2.7m、最大波到達時間 164分、津波影響開始時間は 0分となっている。

表 最高津波水位、最大波到達時間及び津波影響開始時間（坂町）

	最高津波水位 (T. P. m)	うち津波の高さ (m)	最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)
南海トラフ巨大地震	3.6	1.5	243	49
瀬戸内海域活断層等	2.7	0.9	164	0

注-1：津波浸水想定について(解説)（平成25年3月31日、広島県）による。

-2：対象地震は、①南海トラフ巨大地震、②安芸灘～伊予灘～豊後水道、③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部、④石鎚山脈北縁西部－伊予灘、⑤安芸灘断層群(主部)、⑥安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の6つを選定

- ・最高津波水位：海岸線における最高の津波水位を標高で表示したもの
- ・津波の高さ：津波水位に地殻変動量を考慮し、小数点以下を四捨五入した数値
- ・津波影響開始時間：シミュレーション結果をもとに、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において地震発生後に初期潮位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の水位変化が生じるまでの最短の時間。なお 0分は、地震発生直後に±20cmの水位変化があることを示す。

イ 津波浸水深

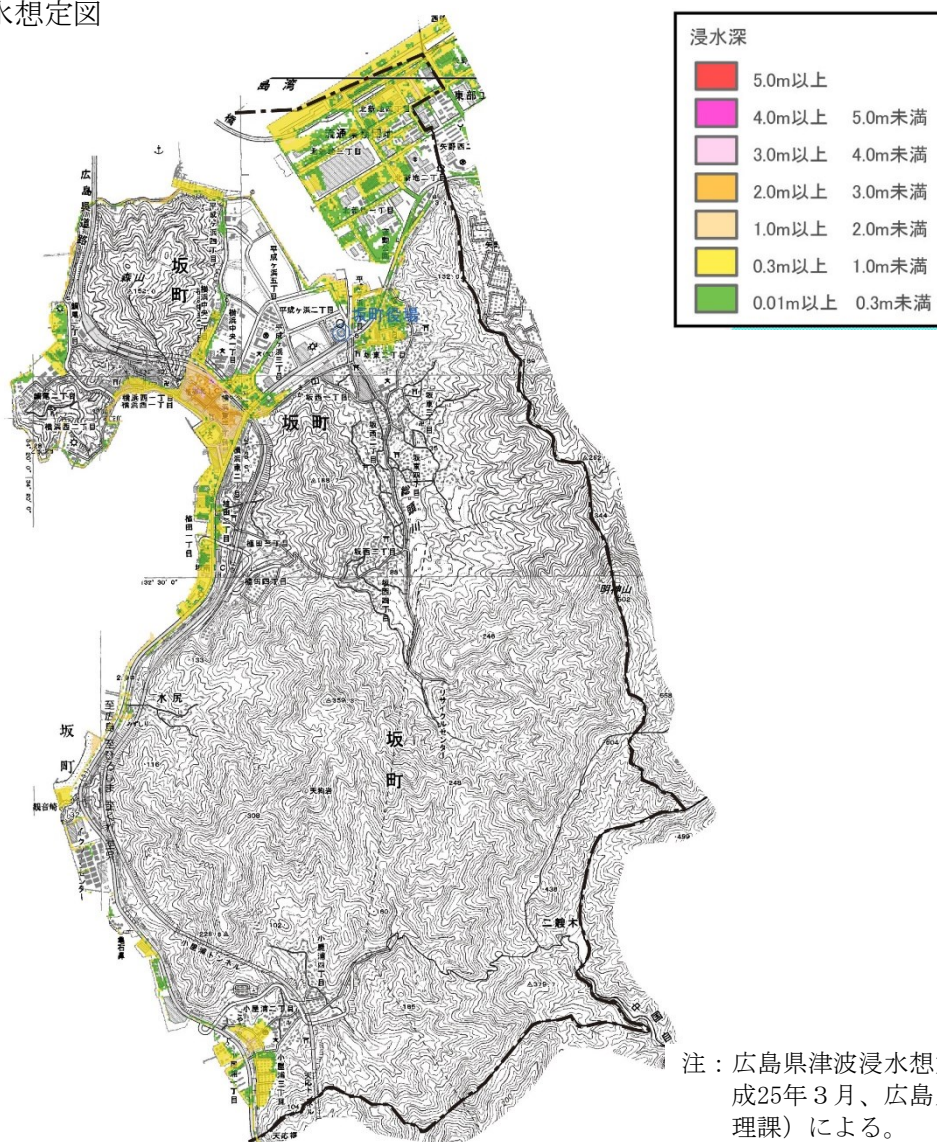
想定地震ごとの津波浸水深別面積は、次表のとおりである。

表 津波浸水深別面積（坂町）

想定地震	想定ケース	津波浸水深（面積 ha）				
		1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上
南海トラフ巨大地震	陸側ケース	125	81	16	5	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	北から破壊	19	8	1	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	西から破壊	2	1	0	0	0
石鎚山脈北縁	西から破壊	-	-	-	-	-
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	3	1	0	0	0
五日市断層	北から破壊	-	-	-	-	-
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	北から破壊	-	-	-	-	-
岩国断層帯	東から破壊	-	-	-	-	-
安芸灘断層群 (主部)	北から破壊	2	1	0	0	0
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	北から破壊	3	2	0	0	0
長者ヶ原断層－芳井断層	西から破壊	-	-	-	-	-

注：被害想定調査による。

■津波浸水想定図



注：広島県津波浸水想定図（平成25年3月、広島県危機管理課）による。

4 被害想定

被害想定調査による想定地震ごとの建物被害、人的被害、ライフライン被害等の被害想定結果を示すと以下のとおりである。

なお、被害想定シーンは、次のとおりとした。

- ・建物被害、人的被害：人的被害が最も大きくなる「冬深夜、風速11m/s」
- ・火災による被害：被害が最も大きくなる「冬18時、風速11m/s」
- ・ライフライン被害：各項目について最も被害の大きくなる「冬18時、風速11m/s」

(1) 建物被害

表 建物被害想定結果（坂町）

想定地震	全壊（棟）					半壊（棟）					火災による被害（件、棟）		
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	出火件数	残出火件数	焼失棟数
南海トラフ巨大地震	79	394	0	45	519	576	632	1	354	1,563	1	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	105	73	0	0	179	784	137	1	41	963	1	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	0	11	0	0	11	0	22	0	3	26	0	0	0
石鎚山脈北縁	0	4	0	-	4	0	7	0	-	7	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	0	30	0	0	30	0	57	0	4	61	0	0	0
五日市断層	1	73	0	-	74	132	139	1	-	272	0	0	0
己斐～広島西縁断層帯(M6.5)	19	73	0	-	92	321	139	1	-	461	0	0	0
岩国断層帯	0	45	0	-	46	5	86	0	-	91	0	0	0
安芸灘断層群(主部)	0	64	0	0	64	7	124	0	3	134	0	0	0
安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)	37	73	0	0	110	462	139	1	4	606	1	0	0
長者ヶ原断層～芳井断層	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
坂町直下の地震	991	73	1	-	1,065	1,434	122	1	-	1,557	4	0	18

注-1：被害想定調査による。

-2：全壊、半壊の被害は「冬深夜、風速11m/s」、火災による被害は「冬18時、風速11m/s」の場合

-3：小数点以下の四捨五入により、合計が合わないことがある。

(2) 人的被害

表 人的被害想定結果（坂町）

	死者（人）						負傷者（人）						要救助者（人）	
	建物倒壊	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊	合計	揺れによる	津波による
南海トラフ巨大地震	5	0	0	14	0	19	127	0	0	42	0	169	22	104
安芸灘～伊予灘～豊後水道	7	0	0	0	0	7	173	0	0	1	0	173	29	10
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石鎚山脈北縁	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五日市断層	0	0	0	-	0	0	26	0	0	-	0	26	0	-
己斐～広島西縁断層帯(M6.5)	1	0	0	-	0	0	66	0	0	-	0	66	5	-
岩国断層帯	0	0	0	-	0	0	1	0	0	-	0	1	0	-
安芸灘断層群(主部)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)	2	0	0	0	0	2	97	0	0	0	0	97	10	-
長者ヶ原断層～芳井断層	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-
坂町直下の地震	64	0	0	-	0	65	468	0	1	-	0	468	279	-

注-1：被害想定調査による。

-2：人的被害は「冬深夜、風速11m/s」の場合

-3：小数点以下の四捨五入により、合計が合わないことがある。

(3) ライフライン被害（直後）

表 ライフライン被害（直後）想定結果（坂町）

	上水道	下水道	電力	通信	ガス
	断水人口 (人)	支障人口 (人)	停電軒数 (軒)	不通回線 (回線)	供給停止 戸数(戸)
南海トラフ巨大地震	3,925	4,379	680	367	1,016
安芸灘～伊予灘～豊後水道	874	4,454	712	366	512
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	0	1,114	1	1	0
石鎚山脈北縁	0	579	1	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	0	2,238	2	1	0
五日市断層	0	3,498	59	30	0
己斐～広島西縁断層帯(M6.5)	67	3,906	279	143	0
岩国断層帯	0	2,601	2	1	0
安芸灘断層群(主部)	0	2,394	2	1	0
安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)	27	4,118	462	237	512
長者ヶ原断層～芳井断層	0	0	0	0	0
坂町直下の地震	4,977	5,439	1,454	772	0

注-1：被害想定調査による。

-2：人的被害は「冬深夜、風速11m/s」の場合

-3：小数点以下の四捨五入により、合計が合わないことがある。

(4) 土砂災害危険箇所数

表 土砂災害危険箇所数（坂町）

	急傾斜地 崩壊危険 箇所 (箇所)	地すべり 危険箇所 (箇所)	山腹崩壊 危険地区 (箇所)
南海トラフ巨大地震	2	0	5
安芸灘～伊予灘～豊後水道	2	0	5
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	0	0	0
石鎚山脈北縁	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	0	0	0
五日市断層	0	0	1
己斐～広島西縁断層帯(M6.5)	1	0	5
岩国断層帯	0	0	0
安芸灘断層群(主部)	0	0	0
安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)	2	0	5
長者ヶ原断層～芳井断層	0	0	0
坂町直下の地震	55	0	17

注-1：被害想定調査による。

-2：土砂災害危険度ランクA（発生する可能性が高い）に該当する箇所数

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	18
第2節	防災まちづくりに関する計画	18
第3節	町民の防災活動の促進に関する計画	22
第4節	調査・研究に関する計画	30
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	30
第6節	危険物等災害予防計画	39
第7節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	41
第8節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	44
第9節	広域避難の受入に関する計画	48

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 町民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査・研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項

第2節 防災まちづくりに関する計画

1 方針

地震（地震・津波）発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町を始め各防災関係機関は、相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、町民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進めるなど、総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災まちづくりを行うために、広島県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、事業を計画的に推進する。

2 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

町は、庁舎、学校、公民館等、地震（地震・津波）発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や、実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性

の点検や非常用電源の設置場所の工夫に努める。（＊津波災害対策）

なお、公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

イ 町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性（耐震性・津波災害対策）の向上

町及び各施設の管理者は、各々の施設の耐震性（耐震性・津波災害対策）の向上を図り、倒壊防止（倒壊防止及び浸水防止）に努める。

ウ 学校の津波対策（＊津波災害対策）

町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努めるものとする。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路から避難所等を結ぶ主要な町道の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

町は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

町は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川・海岸の整備

町内を流下する二級河川や砂防指定内河川について、河道拡幅等、広島県に河川整備を要望していくとともに、海岸堤防についても、堤防強化、地盤改良等の耐震性向上対策の実施を促進する。

(4) 消防等防災施設

ア 消防力等の整備

地震（地震・津波後の）火災による被害を最小限に抑えるため、広島市消防局と連携、協力し、消防用車両や機器の整備及び情報通信体制等の充実強化を図るものとする。

イ 消防水利の整備

震災（地震・津波災害）時に対応し、避難場所等に防火水槽の計画や耐震性防火水槽の検討、プール及び自然水利等が消防水利として活用できるよう整備を図るものとする。

ウ 消防庫等の整備

地震（地震・津波）後の同時多発火災を防止し、初期消火などの活動を円滑に行うため、消防団の消防庫を地区の消防防災拠点施設として活用するため、整備を進める。

エ 防災資機材の整備

災害応急対策に必要な資機材の備蓄、充実を図るとともに、有事に際しその機能を適切に発揮できるよう常時これらの点検整備を行う。

また、必要に応じて緊急調達ができるよう入手経路の確立に努める。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(2) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町は、町内に所在する町指定等の文化財及び文化施設等の建築物について、各施設の管理者に対し施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるよう指導するものとする。

(3) 町営住宅の防災性の向上

防災性の向上を図るため、老朽町営住宅の建て替えを進める。

(4) 土砂災害の防止対策の推進

崖くずれ、土石流等のおそれがある土砂災害計画区域について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、医院等、防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業等を推進・促進するとともに、町民に対しては、土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項について、町民に周知するための措置を講ずるものとする。

4 ライフラインの整備

(1) 上水道

水道施設の耐震化（耐震化・津波災害対策の向上）及び震災（地震・津波災害）時の危機管理体制の確立を図るよう、広島市水道局と連携協力し、適正な対策推進を図る。

(2) 下水道

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。

下水管路については、現状の調査を早急に行い、必要に応じて補強、更新を早急に進める。

また、広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。（*津波災害対策）

一方、新設施設については、今後設定される新基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(3) 電力

ア 耐震性（耐震性及び津波被害対策）の向上

実施責任者である中国電力ネットワーク株式会社は、変電設備については、その地域で想定される地震動等（地震動及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域等）を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

イ 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

(4) ガス

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう（耐震性の確保及び津波災害対策の向上に努めるよう）整備を進める。

既存の設備については、耐震性評価（耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津

波浸水域)に基づき、必要に応じて、補強、更新を行う。

また、地震(地震・津波)発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行うとともに、地震(地震・津波)発生後の効率的な復旧対策のために、ガス管のブロック形成を行う。

(5) 通信

ア 電気通信設備等の高信頼化

(7) 豪雨、洪水、高潮、津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。

(4) 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

(9) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(7) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

(4) 主要な中継交換機を分散設置する。

(9) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電線を設置する。

(オ) 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。

(カ) 移動体通信設備の高信頼化

5 防災性の高い都市構造の形成

町は、町域の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や町民の理解と協力を得て、防災まちづくり計画を策定し、地域防災計画に位置づけるとともに、都市計画マスタープランにその内容を反映させるように努める。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

町は県と連携して、避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実に図る。

イ 避難路ネットワークの整備

町民の円滑な避難を確保するため、避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等、応急時に活用できる防災活動の拠点として、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

(2) 建築物の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

建築物の密集した火災危険率の高い地域については、建築物の不燃化を促進し、市街地における火災の危険を防除するため、必要に応じ「防火地域」及び「準防火地域」の指定を検討する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の建築物について、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導に努めるとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導に努める。

(3) 密集市街地における防災性の向上

町内に散在する密集市街地について、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進し、健全な市街地の形成と防災機能の充実に努める。

また、既成市街地において、道路、公園等公共のオープンスペースを適正に配置し、防災性の向上を図る。

第3節 町民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

町民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の推進に努めるものとする。

これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 目的

広島県被害想定調査における「正しく恐れて備えることが大切である」との認識と、防災・減災対策による被害軽減効果などに係る知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず町民等に徹底し、地震（地震・津波）災害における迅速かつ的確な措置及び被害を最小限度に防止することを目的として、防災教育を推進する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

町民は、自らの身の命は自らが守るという自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、地震（地震・津波）災害時には自らの身の安全を守るよう行動することができ、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。また、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、住民の避難情報等防災に関する知識を高め、認識を深めるために、基本的な避難情報については、速やかに住民に理解を促すよう、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルやパンフレット等を配布するとともに、有識者による地区毎の勉強会や研修会を実施する等、住民への周知に継続的に取り組むと同時に、災害碑を活用した、地域における災害の歴史・教訓を後世に継承していくための、防災教育を実施する。

イ 町民等に対する防災知識の普及啓発

町は、防災関係機関等と連携して、地震（地震・津波）災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、地震（地震・津波（広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を含む。））についての正しい知識の普及啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(7) 普及啓発内容

- a 地震・津波に対する住民への周知
- b 様々な条件下で地震（地震・津波）発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震（地震・津波）のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので、直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立った崖のそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、崖崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震（地震・津波）のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得－陸地にいる人の場合－>

- (a) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。（*津波災害対策）

- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広

報車等を通じて迅速に入手すること。

- (d) 津波注意報でも危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気を緩めないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合－＞

- (a) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注-1）に避難すること。
- (b) 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに港外に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注-2）固縛するなど、最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気を緩めないこと。

注-1) 港外：水深の深い、広い地域

注-2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- c 地震・津波に対する一般知識
- d 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- e 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- f 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- g 災害情報の正確な入手方法
- h 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- i 出火の防止及び初期消火の心得
- j ビル街、百貨店、地下街等、外出時における地震（地震・津波）発生時の対処方法
- k 自動車運転時の心得
- l 救助・救護に関する事項
- m 安否情報の確認に関する事項
- n 津波浸水想定図
- o 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- p 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- q 水道、電力、ガス、電話などの地震（地震・津波）災害時の心得
- r 高齢者、障害者などへの配慮
- s 各防災関係機関が行う地震（地震・津波）災害対策
- t その他必要な事項

(イ) 実施方法

- a パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- b 広報紙、インターネット、その他広報媒体の活用
- c 映像資料等の活用
- d 防災に関する講習会、展示会等の開催

- e 少年消防クラブ、女性防火クラブを通じての啓発
- f その他の方法

ウ 職員に対する教育

町、県及び防災関係機関は、地震（地震・津波）災害時における職員の的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図るとともに、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策事務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震（地震・津波）教育の周知徹底を図る。

- (ア) 地震・津波に関する一般的な知識
- (イ) 地震（地震・津波）が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 地震（地震・津波）防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後地震（地震・津波）対策として取り組む必要のある課題

エ 児童生徒等に対する教育

町及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、過去の災害を教訓とした地震（地震・津波）に関する知識や判断力を育成するとともに避難の方法等についての周知徹底を図る。

オ 自動車運転者に対する啓発

町は、広報紙等により、地震（地震・津波）発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

カ 企業に対する普及啓発

災害時に企業の果たす役割は大きいことから、企業や企業職員の防災意識の高揚を図るための普及啓発活動を行う。

キ その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震（地震・津波）災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

ク その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震（地震・津波）災害に対する普及啓発活動を実施する。

ケ ハザードマップの作成・配布

町は、居住者等が津波来襲時や土砂災害発生時等に的確な避難を行うことができるようにハザードマップを作成し、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等について事前に把握し、町民等に周知するものとする。

3 防災訓練

地震（地震・津波）災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震（地震・津波）災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

(1) 実施責任者

災害予防責任者

(2) 実施内容

ア 防災訓練の実施

(ア) 町は、防災関係機関、自主防災組織及び町民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通

規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用等とする。

想定する訓練地震は、南海トラフ巨大地震をはじめ、地震（地震・津波）のタイプ及び地域の特性に応じたきめ細かい内容となるよう、検討するものとする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

- (イ) 各防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。
- (ロ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 職員の動員訓練

町、県及び防災関係機関は、地震（地震・津波）災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 通信運用訓練

町、県及び防災関係機関は、地震（地震・津波）災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震（地震・津波）情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ 津波避難訓練

- (ア) 町、県及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。
- (イ) 避難訓練の実施主体は、町民、広島市消防局、消防団、自主防災組織に加えて、港湾関係者等とし、地域ぐるみの実施体制の確保を図るものとする。
また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう、参加者を検討するものとする。
- (ロ) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認等を実施するものとする。

オ 防災訓練に対する協力等

- (ア) 町及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (イ) 各防災関係機関は、町や県が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(3) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における災害対策本部、県及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

4 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層からの消防団への入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町

(3) 実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進

ウ 消防団員の活動環境の整備

エ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 目的

地震（地震・津波）災害時における被害の防止又は軽減を図るため、地域ごとに地域の特徴や災害の切迫性に応じた「一時避難場所」や「避難経路」を住民が主となって選定し、「住民主体の防災マップ」を作成するなどの自主的な防災組織を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 町

町は、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ 県

県は、町と連携を図り、自主防災組織の育成、指導に協力する。

ウ その他の災害予防責任者

その他の災害予防責任者は、町及び県の行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施内容

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

イ リーダー養成のための講習会等の開催

ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び地震（地震・津波）災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 避難訓練の実施
- (オ) 火気使用設備器具等の点検
- (カ) 防災資機材等の備蓄、整備

イ 地震（地震・津波）災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 救出救護活動
- (オ) 給食給水や救援物資の配給への協力
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援

7 ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

(2) 実施責任者

町、県、日本赤十字社広島県支部及び坂町社会福祉協議会

(3) 実施内容

ア 町及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 町及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

オ 日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアを指導し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

カ 坂町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、町及び県はそれを支援する。

キ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、町、県、日本赤十字社広島県支部、坂町社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、地震（地震・津波）災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町、県、企業、商工会

(3) 実施内容

企業は、地震（地震・津波）災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、地震（地震・津波）災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、町、県及び民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 県民運動の推進

(1) 目的

県民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

町は、広島県と町民、自主防災組織等、事業者、県内市町が相互に連携し、一体的に運動を推進するよう努めるものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

(イ) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(ロ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

- (ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。
- イ 普段から災害に備えるための行動目標
 - (7) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。
 - (4) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第4節 調査・研究に関する計画

1 方針

この計画は、地震（地震・津波）災害の被害を最小限にとどめるために、地震（地震・津波）災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施項目

- (1) 地震（地震・津波）被害の原因及び地震（地震・津波）災害に対する措置等について科学的、技術的な調査研究
- (2) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

4 地震（地震・津波）被害想定調査及び災害危険度判定調査

町は、県が実施する地震（地震・津波）被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震（地震・津波）に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。

また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、地震（地震・津波）が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとし、また、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、必要な事業を計画的に実施するものとする。

2 災害発生直前（津波到達前）の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 町の配備動員体制

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）、緊急非常体制とし、その配備の時期、配備基準、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌等について、本計画第3章第2節第1項で定める。

イ 業務継続性の確保

町、県等の防災関係機関は、地震（地震・津波）災害発生時の災害応急対策等の実施

や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2) 津波警報等の伝達（*津波災害対策）

ア 町は、町民等、特に情報の入手手段が限られる高齢世帯等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-Alert）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 町は、津波警報、避難指示等を町民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(3) ハザードマップの作成・周知

町は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震（地震・津波）災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、町民に周知する。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

ア 広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域等に関する事項（*津波災害対策）

イ 指定緊急避難場所に関する事項

ウ その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

エ 浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の地震（地震・津波）災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

(4) （津波）避難計画の作成

ア 病院、学校、大型小売店及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 保育園、こども園、小・中学校等保護を必要とする入園児、児童、生徒等がいる学校（以下、「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下、「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、入園児、児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教

育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 町は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）を明示するとともに、避難対象地域別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、避難対象地域の選定にあたっては、各種防災施設の整備の状況や、被害想定の実施等による検証を通じて、避難計画を見直していくものとする。

さらに、町民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して、必要な支援を行うものとする。

(5) 住民等の避難誘導関係

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等への周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難の声かけ等の避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(7) 指定避難所

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を

有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 福祉避難所

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

ウ 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を充分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

(ア) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

(イ) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(ロ) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

(ハ) 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(6) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難にあつては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は、（「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、）避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 駅など不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、（「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、）避難誘導に係る

計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(7) 水防業務従事者等の安全確保対策（*津波災害対策）

町は、水防業務従事者等や避難誘導に従事する者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 災害発生直後（津波被災後）の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所との情報連絡についても、同様とする。

ウ 災害広報実施体制の整備

町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 町及び県は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 町は、地震（地震・津波）災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入

を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。

オ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

カ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保、充実に努めるとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

キ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

ク 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4 広域的な応援体制への備え

(1) 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(2) 町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

町は、地震（地震・津波）災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、負傷者の発生に対応するため、医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合は、県へ速やかに要請できるよう伝達手段を確立しておくものとする。

町は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 町は、地震（地震・津波）発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ町民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

地震（地震・津波）により火災が発生した時は、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。

特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震（地震・津波）発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震（地震・津波）発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 地震（地震・津波）発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 地震（地震・津波）発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

地震（地震・津波）災害の発生に備え、事業所においては平素から、関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

町は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

ア 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

- (ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- (イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等
- (ウ) 要配慮者にも配慮した施設・設備
- (エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- (オ) 食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
- (カ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物の受入れや飼養について、担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。
- (キ) 必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ウ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

エ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあり旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

地震（地震・津波）等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。

また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

地震（地震・津波）等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、町は、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

ア 指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄

イ 防災行政無線や衛星携帯電話など情報通信手段の整備

ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

8 救援物資の調達・供給活動への備え

町及び県は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図

り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、高齢者、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 町及び県は、地震（地震・津波）災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 町及び県は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

町長及び広島市水道局は、地震（地震・津波）災害時に備えて、水道施設の耐震性の向上や応急給水拠点の整備等、水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順や方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については、十分配慮しておくものとする。

(3) 生活必需品等供給関係

町及び県は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、町内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

大規模な災害が発生し、町単独では必要な物資の確保が困難な場合は、県へ民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達や救援物資輸送拠点の運営、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保を求める。

また、町及び県は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

9 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

10 建設業等の担い手の確保・育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組む。

11 空家状況の把握

町は、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

12 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者（町立学校にあっては町教育委員会、私立学校にあっては学校長）は、あらかじめ町長と協議の上、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。

避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（町立学校にあっては町教育委員会、私立高等学校にあっては学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

(3) 児童・生徒に対する防災教育

町教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等を具体的に後世に伝える継続的な防災教育に努めるものとする。

また、児童生徒が地域の災害危険性を目で見確認できる危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震（地震・津波）の基礎的な知識及び地震（地震・津波）発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

13 り災証明書の発行体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第6節 危険物等災害予防計画

1 方針

地震（地震・津波）による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

(1) 危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 保安確保の指導

町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

ウ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、消化薬剤、流出油処理剤等の防火資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、町及び関係団体と連携しながら、高圧ガス設備等の予防対策を円滑かつ効果的に進めるとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

(ア) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策、地震（地震・津波）時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震（地震・津波）時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震（地震・津波）時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(オ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が、地震（地震・津波）時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 火薬類取扱施設の予防対策

町は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

定期自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震（地震・津波）が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を町へ通報するよう指導

する。

第7節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 方針

地震（地震・津波）発生時における町民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 災害対策資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救難用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

4 備蓄に関する基本事項

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し、整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、町内に被害をもたらすと考えられる地震（地震・津波）を対象とし、被害想定調査や過去の災害事例をもとに設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、被害想定調査や近年発生した地震（地震・津波）の教訓を参考に、品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等、町民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、町、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 町

指定避難所施設等を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として、町への緊急支援を目的として備蓄に備える。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。
なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄にあたっては、孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

5 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

地震（地震・津波）発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、県及び町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に、平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料の備蓄に努める。

町は、被害想定調査等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、県及び町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

地震（地震・津波）発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、県及び町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議しその協力を得るとともに、必要に応じて、飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

地震（地震・津波）発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町及び県は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、被害想定調査等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、町及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

応急対策を円滑に実施するために、県、町及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

地震（地震・津波）による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

備蓄にあたっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや、医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄にあたっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町、県及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や、調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町、県及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町、県及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町及び県は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町及び県は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 町は、避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、地震（地震・津波）災害時において、要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、防災無線等の避難伝達体制の拡充に努める。

(2) 町は、新たに住宅地等の開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害等災害危険箇所、「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

(3) 高齢者世帯・独居老人は、避難の行動等において迅速に対応できない場合もあるため、

町は、避難指示を優先的に伝え、町内会、自主防災組織、消防団の協力を得て迅速な避難ができるよう、平素から災害に備え、準備しておくことが重要である。

また、独居老人に対しては、緊急通報装置を活用し、消防署の協力を得て円滑な避難に努める。

- (4) 身体の障害等のため常時介護を要する者の家族等は、これらの者を迅速に避難させるため、近隣者の協力を得て避難させるとともに、円滑な介護が受けられるよう努めるものとする。
- (5) 要配慮者については、一時受入れ所として介護ができる施設が望ましいため、町は、社会福祉施設、病院などの協力を得て、受入れ体制の整備に努める。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、地震（地震・津波）発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

町及び県は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難になる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、町及び県は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害等災害危険箇所、（「広島県津波浸水想定図」による）浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、地震（地震・津波）災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

町及び県は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等、情報入手が困難な者の安全を確保

するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

町及び県は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 町は、関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察等の避難支援等に携わる関係機関（民生委員児童委員協議会、住民福祉協議会・自主防災組織、社会福祉協議会、その他協力団体等）に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

ア 町は、地域防災計画に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象範囲は次のとおりとする。

ア 75歳以上の一人暮らしの高齢者及び75歳以上のみで構成される高齢者世帯

イ 介護保険の要介護度3・4・5に認定されている者

ウ 身体障害者手帳1・2・3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している者、療育手帳㊦・A・Bの判定を受けている者

エ 上記ア、イ、ウ以外の者で、自力で避難できない者

(8) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(9) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援等については、名簿情報に基づき避難支援等を行う。

ただし、避難支援等に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保について十分に配慮する。

(10) 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域での避難支援等関係者等の安全確保の措置を定めるものとする。

この際、避難支援等関係者、避難行動要支援者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知するよう努めるとともに、その上で、一人一人の避難行動要支援者には避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

(11) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務

名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(12) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援等

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援等については、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の避難支援等のために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

町及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災

パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

町及び県は、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

6 介護ボランティアの育成

高齢者、障害者等に対し、避難後の介護を適切に行えるよう、介護ボランティアによる介護支援を行う。

このため、坂町社会福祉協議会において、平素から福祉団体職員、ホームヘルパー等の災害時の介護ボランティアの登録を積極的に行うとともに、これらの者に災害時の介護に関する研修を行うよう努める。

第9節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から広島県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2 被災住民の受入

(1) 被災都道府県からの被災住民の受入れ要請を受けて広島県から被災住民の受入れについて、協議があった場合、町は自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

町は、県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、町は、県に対して支援要請を行う。

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針	49
第2節 災害発生（津波到達）直前の応急対策	49
第1項 配備動員計画	49
第2項 緊急地震速報（津波警報）等の伝達に関する計画	57
第3項 住民等の避難誘導に関する計画	69
第3節 災害発生（津波到達）後の応急対策	74
第1項 災害情報計画	74
第2項 通信運用計画	85
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	87
第5節 災害派遣・広域的な応援体制	90
第1項 自衛隊災害派遣要請計画	90
第2項 相互応援協力計画	96
第6節 救助・救急、医療及び消火活動	97
第1項 救助活動	97
第2項 医療救護・助産計画	99
第3項 消防計画	100
第4項 水防計画	102
第5項 危険物等災害応急対策計画	103
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	104
第1項 警備、交通規制、交通確保計画	104
第2項 交通、輸送応急対策計画	116
第3項 在港船舶対策計画	117
第8節 避難生活及び情報提供活動	117
第1項 避難計画	117
第2項 災害広報・被災者相談計画	119
第3項 住宅応急対策計画	121
第9節 救援物資の調達・供給活動	125
第1項 食料供給計画	125
第2項 給水計画	126
第3項 生活必需品等供給計画	128
第4項 救援物資の調達及び配送計画	129
第10節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	131
第1項 防疫計画	131
第2項 遺体の捜索、取扱い、埋葬等計画	132
第11節 応急復旧、二次災害防止活動	133
第1項 公共施設等災害応急復旧計画	133
第2項 電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画	134
第3項 廃棄物処理計画	137
第4項 有害物質等による環境汚染防止計画	138
第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画	139
第13節 保育・文教計画	141
第14節 災害救助法適用計画	144

第1節 基本方針

この計画は、地震（地震・津波）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生を防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長、知事及びその他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生（津波到達）直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生（津波到達）後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 12 保育・文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生（津波到達）直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1 方針

この計画は、町内に地震（地震・津波）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 配備動員体制

(1) 配備体制

ア 関係機関の配備体制

災害応急対策責任者は、応急対策を推進するため、それぞれの配備体制を整えておく。

イ 町の配備体制

(イ) 夜間及び休日の時間外における情報収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

(イ) 配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制、緊急非常体制とし、町内に地震（地震・津波）災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

区分	発令の基準	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 ・震度4の地震を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 ・気象庁が津波注意報を発表したとき	状況により速やかに高度の配備に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動。
警戒体制	【地震】 ・震度4の地震を観測し、かつ災害が発生したとき ・震度5弱又は5強の地震を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 ・気象庁が津波警報を発表したとき	事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	【地震】 ・震度6弱以上の地震を観測したとき ・気象庁が大津波警報を発表したとき ・震度5強の地震を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ・震度5弱の地震を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき(※) 【津波】 ・気象庁が津波警報を発表し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき	災害対策本部を設置した体制。情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施
緊急非常体制	【地震】 ・勤務時間外に、震度5強以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 ・勤務時間外に、気象庁が大津波警報を発表したとき	事務室配備要員が配備につくまでの災害対策本部の初期活動を行う体制。

注：震度は、原則として気象庁が発表した値とする。

(2) 各体制の措置事項

ア 緊急非常体制

- (7) 勤務時間外に発令の基準となる地震（地震・津波）等が発生した場合は、初期活動体制を確保するため、全職員は周囲の安全を確認したうえで速やかに参集し、配備につくものとする。
- (イ) 町長が事故や不在時等の非常時には、副町長又は防災担当部長、課長、課長補佐、係長の順に指揮を執るものとする。
- (ウ) 緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替えるものとする。

イ 非常体制

- (7) 災害対策本部の設置
 - a 自動的に災害対策本部を設置する場合
 - (a) 震度6弱以上の地震を観測したとき

- (b) 気象庁が「大津波警報」を公表したとき
- b 町長が必要と認めて設置する場合
 - (a) 震度5強の地震を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時
 - (b) 震度5弱の地震を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき
 - (c) 気象庁が津波警報を公表し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時

なお、町長が事故や不在時等の非常時には、副町長又は防災担当部長、課長、課長補佐、係長の順に指揮を執るものとする。
- (イ) 非常体制に基づく措置

災害対策本部が設置された場合、本部員の班長となる課長等は、当該班が実施すべき業務に関する要領をあらかじめ定め、所属職員に周知させておく。
- (ウ) 災害対策本部の設置場所

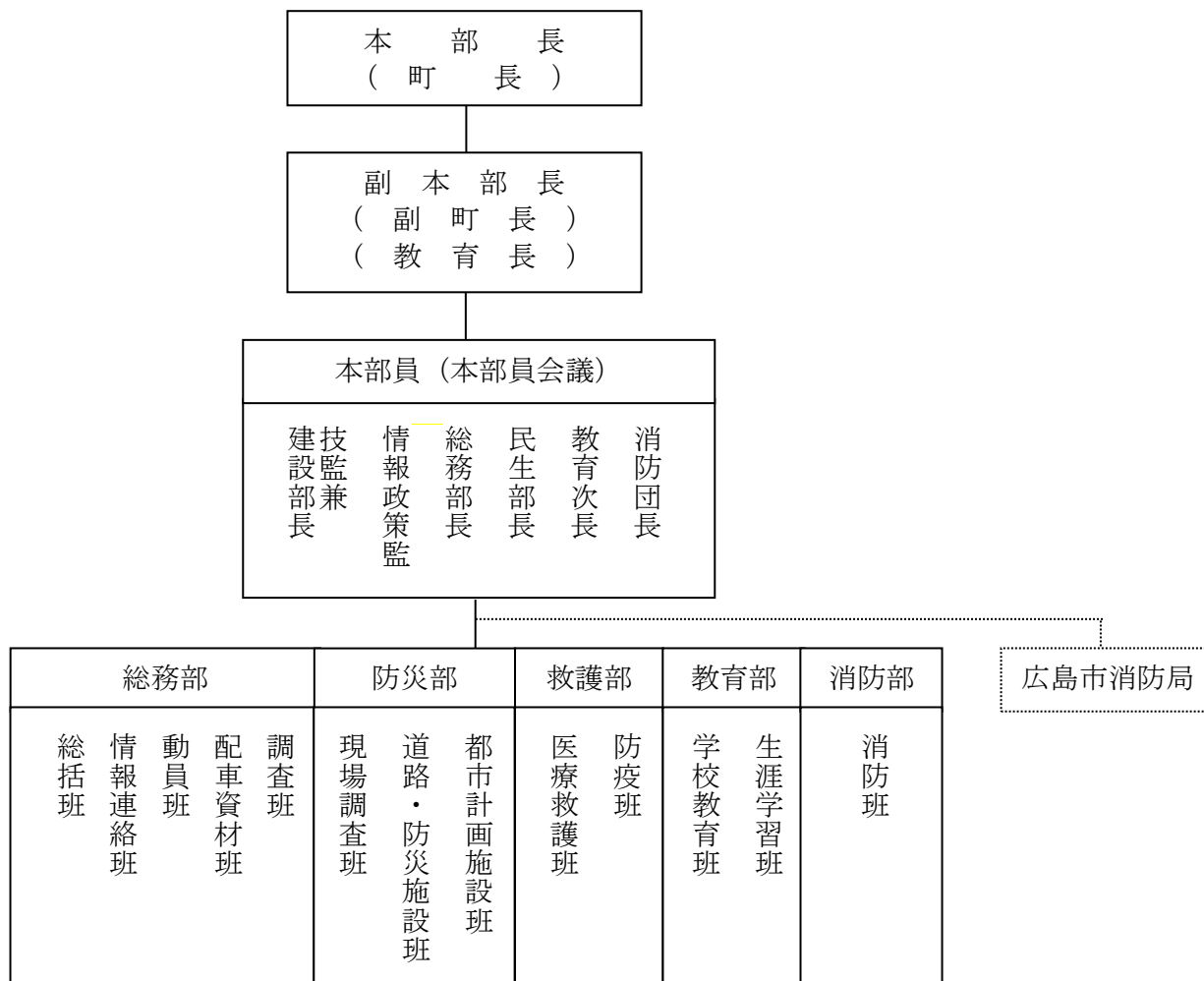
災害対策本部の設置場所は、坂町庁舎とする。但し、被災の状況によって、その他の施設に設置することもある。
- (エ) 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるとき、災害対策本部を廃止する。
- (3) 動員体制
 - ア 町における災害対策要員の動員
 - (ア) 関係各課や他の町の機関は、各配備体制に応じて、必要な要員を動員する。
 - (イ) 勤務時間外に災害対策本部を設置しなければならない事態が発生した場合は、災害対策本部及び各部配備要員は、直ちに勤務場所に参集し、配備につくものとする。
 - (ウ) 各部長は、所管の部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。
 - イ 参集時の留意事項

参集途中において、交通機関の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として、参集可能な最寄りの町の機関等に参集し、町の機関等の長に対し到着の報告をし、直ちに、その指示に従い必要な業務を実施する。
 - ウ 報告・調査
 - (ア) 職員の到着の報告を受けた町の機関の長は、参集状況を把握して速やかに災害対策本部（動員班）に報告する。
 - (イ) 災害応急対策を総合的に実施するため本部長は、災害時の状況及び応急措置の推移により、各部の業務の実態に応じて人的余裕のある各部の所属する職員を、応援を必要とする他の部に応援させるものとし、災害応急対策を総合的に実施するものとする。

■坂町災害対策本部組織図



災害対策本部と広島市消防局は相互に連絡を密にし、災害に対応するものとする。

(4) 災害対策本部各部の分掌事務及び職員の配備

災害対策本部各部の分掌事務及び職員の配備は次のとおりとする。

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
防災部以外	各班共通	全課員	1 避難所の開設・運営及び避難者の把握に関すること。 2 その他特命事項に関すること。

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
総務部 部長 (情報政策監) (総務部長) (民生部長)	総括班 班長 (環境防災課長) (総務課長)	環境防災課員 総務課員	1 災害対策本部の運営並びに本部会議に関すること。 2 防災会議、その他関係機関に対する連絡調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請に関すること 4 気象情報の収集、分析及び伝達に関すること。 5 災害情報の収集、分析及び伝達に関すること。 6 災害の記録及び報告に関すること。 7 防災行政無線（戸別受信機を含む）に関すること。 8 総務部の総括に関すること。
	情報連絡班 班長 (総務課長) (議会事務局長)	総務課員 議会事務局員	1 災害の広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請に関すること。 4 災害視察者、見舞者、陳情者の応接に関すること。 5 臨時電話に関すること。
	動員班 班長 (総務課長)	総務課員	1 町職員（応援派遣職員を含む）の動員及び配備に関すること。 2 災害従事者の公務災害補償事務に関すること。
	配車資材班 班長 (企画財政課長) (会計管理者兼 出納室長)	企画財政課員 出納室員	1 町有車両の配車及び防災資機材の輸送に関すること。 2 避難情報の広報に関すること。 3 義援金及び支援金の出納、保管に関すること。 4 災害関係経費に関すること。 5 災害記録写真に関すること。
	調査班 班長 (税務住民課長)	税務住民課員	1 り災証明書の発行に関すること。 2 被災証明書の発行に関すること。

注：部長及び班長は上段を正、下段を副とする。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
防 災 部 部 長 (技監兼 建設部長)	現場調査班 班 長 (都市計画課長)	都市計画課員 産業建設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害調査及び応急復旧に関すること。 2 危険個所の巡視警戒に関すること。 3 異常現象の発見通報とその受領に関すること。 4 被災環境の調査に関すること。 5 低地帯の浸水状況の監視に関すること。 6 防災用資機材の整備並びに受領に関すること。 7 溜池、樋門、堤防等の点検及び排水管理に関すること。 8 立入禁止区域の巡視並びに保全に関すること。 9 交通規制の援助に関すること。
	道路・防災 施設班 班 長 (産業建設課長)	産業建設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急工事に必要な労力の確保に関すること。 2 建設工事関係業者に協力を求めること。 3 応急工事に必要な資材業者に協力を求めること。 4 道路・河川等の公共施設の応急工事に関すること。 5 交通規制等に関すること。 6 応急仮設住宅等の建設に関すること。 7 上水道施設の被害調査及び応急復旧を水道管理者と協議・調整すること。
	都市計画施設班 (都市計画課長)	都市計画課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急工事に必要な労力の確保に関すること。 2 雨水・下水道施設の保全並びに応急対策に関すること。 3 公園等施設の保全並びに応急対策に関すること。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
救 護 部 部 長 (民生部長)	医療救護班 班 長 (民生課長) (保険健康課長)	民生課員 保険健康課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の実態調査に関すること。 2 応急仮設住宅、公営住宅、みなし仮設等入所者の選定に関すること。 3 災害に伴う相談に応じること。 4 福祉施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 5 福祉避難所の開設・運営・閉鎖に関すること。
		民生課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に関すること。 2 義援金の配分に関すること。 3 社会福祉団体及びボランティアの受入れに関すること。 4 保育園及びこども園の入園児の避難に関すること。 5 避難所の開設・運営及び避難者の把握に係る総括に関すること。 6 災害に係る緊急資機材及び物資の調達に関すること。 7 被災者の食料及び飲料水の調達並びに配分に関すること。 8 被災者の生活必需品等救護物資の調達及び配分に関すること。 9 被災者向け借上げ住宅（みなし仮設住宅）への入居支援に関すること。
		保険健康課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の医療及び助産に関すること。 2 医療関係者の協力を求めること。 3 被災者の救護に関すること。 4 医療用資材の確保並びに補給に関すること。 5 被災地の防疫及び指導に関すること。
	防疫班 班 長 (環境防災課長)	環境防災課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の汚物等の処理及び指導に関すること。 2 死体の処理及び埋火葬等に関すること。 3 被災地の清掃に関すること。 4 仮設トイレ等に関すること。 5 被災地の災害廃棄物の処理に関すること。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
教 育 部 部 長 (教育次長)	学校教育班 班 長 (学校教育課長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 2 児童及び生徒の避難に関すること。 3 被災児童及び生徒の教育に関すること。 4 被災学校の児童及び生徒の応急教育に関すること。 5 被災児童及び生徒の学用品に関すること。 6 被災学校の児童及び生徒の給食に関すること。
	生涯学習班 班 長 (生涯学習課長)	生涯学習課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 2 文化財の保全に関すること。 3 教育団体との協力体制に関すること。
消 防 部 部 長 (消防団長)	消 防 班 班 長 (副 団 長) (環境防災課長)	分団長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の対策班の編成に関すること。 2 災害対策の任務分担の指令に関すること。 3 災害対策活動の指揮統制に関すること。
		団 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災の警戒防御、鎮圧活動に関すること。 2 災害現場での救出、救助活動に関すること。 3 災害危険個所の警戒巡視に関すること。 4 被害拡大防止のための応急活動に関すること。 5 緊急資器材の輸送に関すること。 6 避難指示の伝達補助に関すること。 7 避難者の誘導に関すること。 8 有線通信途絶時の無線通信の確保に関すること。 9 災害現場の警戒警備に関すること。

第2項 緊急地震速報（津波警報）等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集等

ア 町内の地震動等の観測施設

県は、役場に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

イ 緊急地震速報

気象庁が発表する緊急地震速報の発表基準は、次のとおりである。

区 分	発 表 基 準
緊急地震速報 (警報)	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

注：緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

(ア) 津波警報

担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがあると予想される
とき

(イ) 津波注意報

担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想される
とき

(ウ) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想される
とき

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないで下さい。	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないで下さい。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れて下さい。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにして下さい。	1m	(表記しない)

注) 津波警報等の留意事項

- 1: 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2: 津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差である。
- 3: 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 4: 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(イ) 津波予報

区分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 地震及び津波に関する情報伝達

ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき（*地震災害対策）

(イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき

(ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気

象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 地震・津波に関する情報の種類及び内容

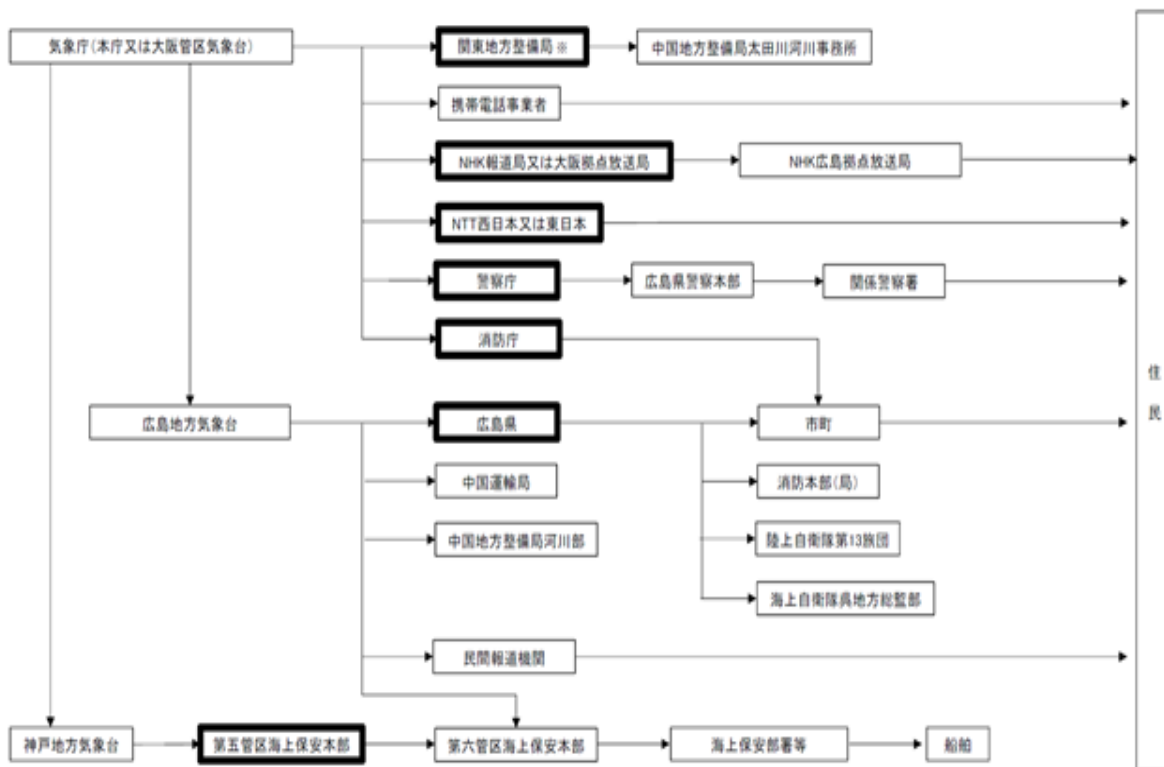
	情報の種類	発表内容
地震 情報 (注-1)	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動はあるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に発表)
津波 情報 (注-2)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

注-1：国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を「遠地地震に関する情報」として、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表

-2：津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

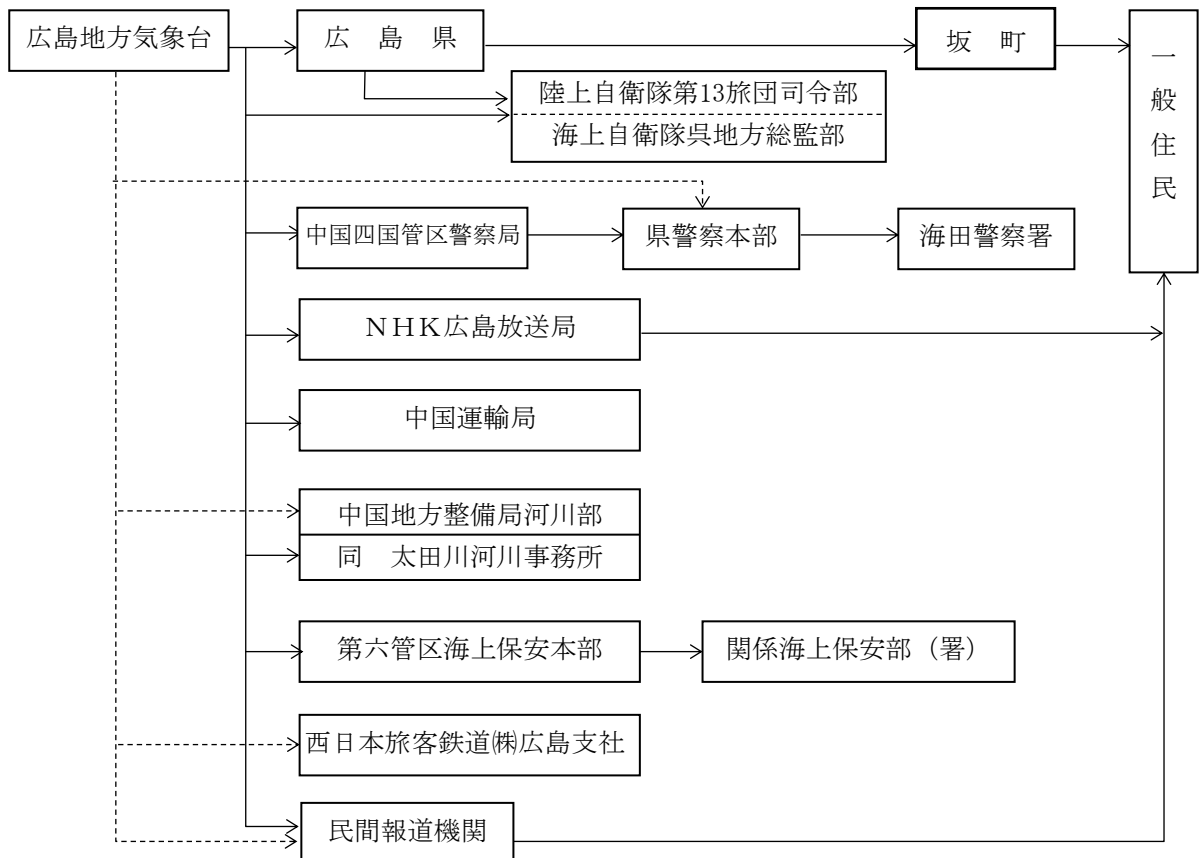
(4) 津波警報等の伝達経路

ア 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- 2 NHK広島拠点放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。
- 3 NTT西日本又はNTT東日本は、津波注意報の通知は行わない。
- 4 ※は、あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合に、広島地方气象台が太田川河川事務所に代替手段により通知する。

イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



注-1：広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報システムをいう。

-2：民間報道機関は、テレビ新広島、中国放送、広島ホームテレビ、広島テレビ放送、広島エフエム放送、中国新聞社である。

(5) 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、本町において震度4以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

ア 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は、高台等から海面の状態を監視する体制を確立しておくこと。

イ 町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間は、NHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。

（参考）気象業務法施行令第10条の規定により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった地の市町長は、津波警報を発表することができる。

(6) 緊急地震速報が発表された場合の町の措置

町は、受信した緊急地震速報を、全国瞬時警報システム(J-Alert)により防災行政無線を自動起動し、住民へ伝達する。

(7) 津波警報等の伝達を受けた場合の町の措置

ア 前各号に定めるところにより関係機関から津波警報等の通知を受けた場合は、防災担当課は直ちに町長に報告するとともに、庁内各課及び教育委員会に伝達するものとする。

イ 伝達を受けた津波警報等は、次に定めるところにより関係機関に伝達する。

伝達責任者	伝達先	伝達方法	摘要
環境防災課	・一般町民	防災行政無線 (戸別受信機を含む) 広報車	必要に応じ
	・安芸地区衛生施設管理組合	電 話	霜、濃霧注意報を除く 全予報
保険健康課	・保健センター	電 話	霜、濃霧注意報を除く 全予報
民生課	・各保育園・こども園	電 話	
産業建設課	・漁業協同組合	電 話	霜注意報を除く全予報
教育委員会	・各小学校、中学校、高校、大学 ・町民センター、公民館 ・横浜ふれあいセンター ・小屋浦ふれあいセンター ・坂町B & G海洋センター ・町民交流センター	電 話	霜、濃霧注意報を除く 全予報

ウ 伝達を受けた津波警報等で、急を要し、かつ、重大な災害が予想されるものについては、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）及びその他の方法により町民に広報する。

(8) 津波に対する自衛措置

町は、地震が発生した場合、町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間は、NHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。

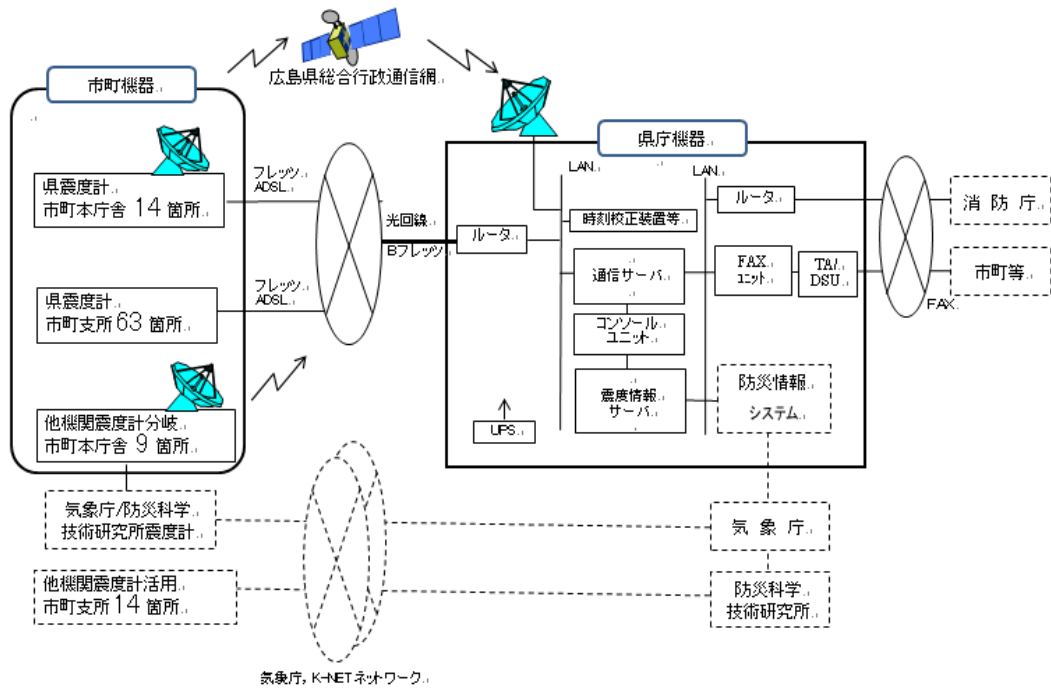
(9) 情報の伝達方法（*津波災害対策）

町は、津波警報等及び情報の伝達手段として、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-Alert）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用した分かりやすい誘導表示板の設置等、避難場所、避難路の周知を図るものとする。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について、十分考慮するものとする。

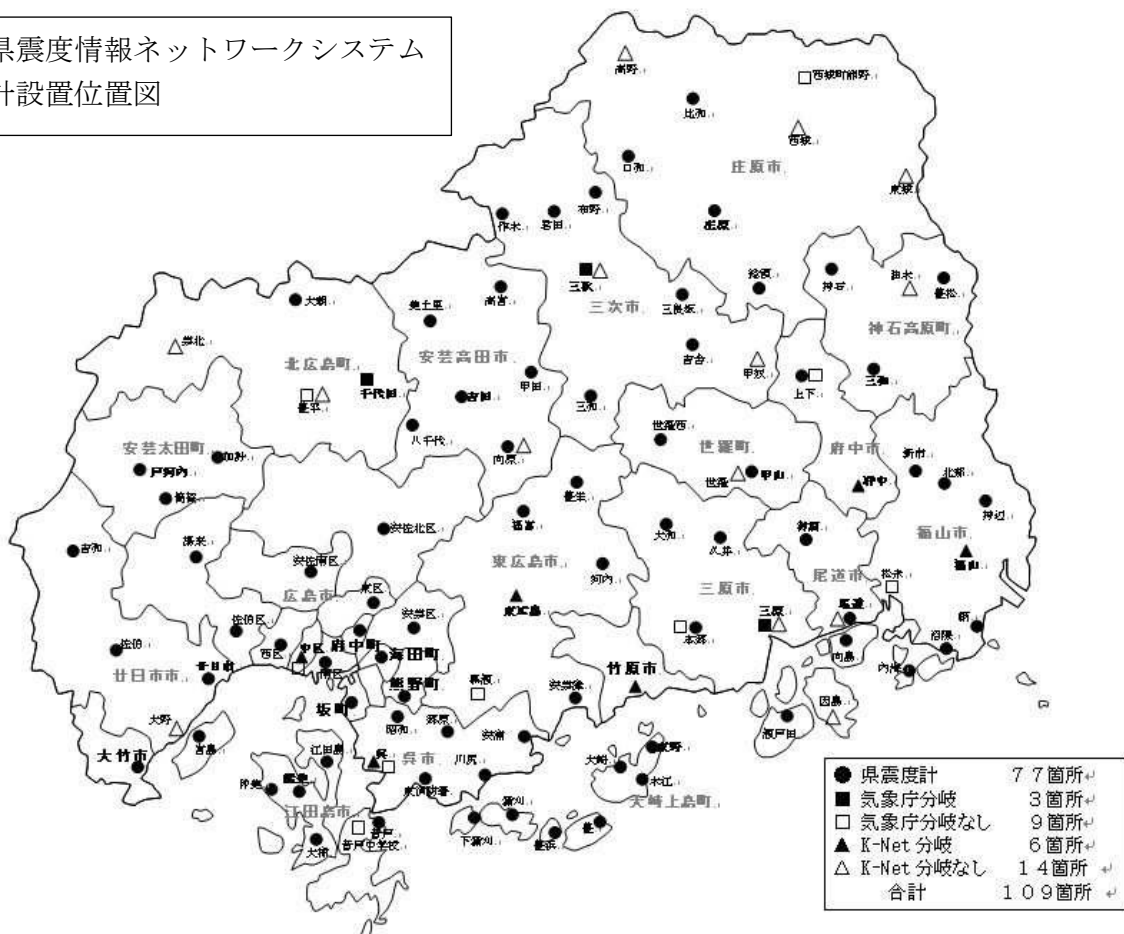
(10) 勤務時間外に伝達を受けた場合の措置

勤務時間外に当直者が津波警報等の伝達を受けた場合は、環境防災課長、防災担当に連絡するものとする。

広島県震度情報ネットワークシステム

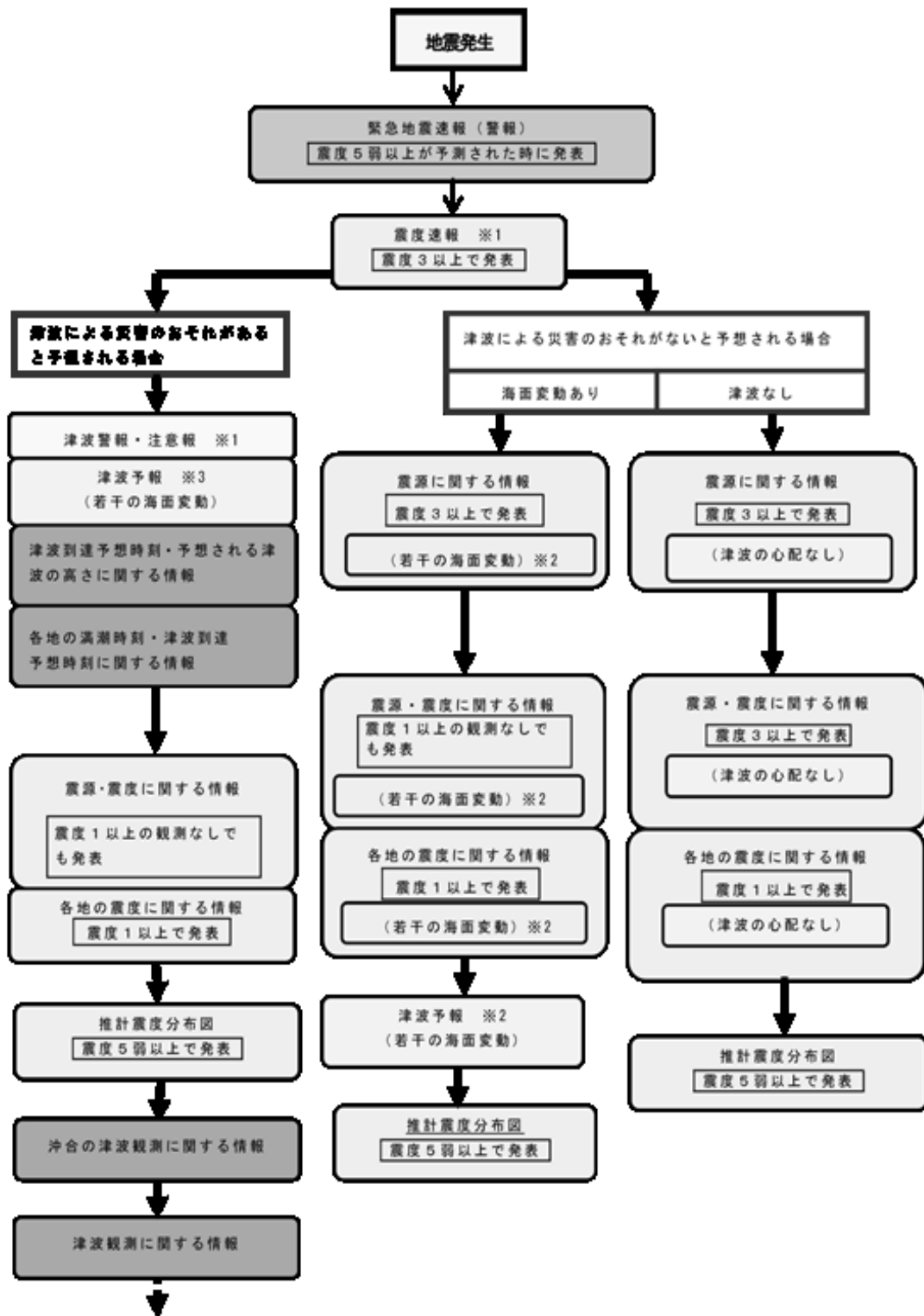


広島県震度情報ネットワークシステム
震度計設置位置図



資料：広島県地域防災計画（震災対策編・地震災害対策計画）（令和4年5月修正 広島県防災会議）

【地震・津波に関する情報発表の概念図】



※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。

※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

資料：広島県地域防災計画（震災対策編・地震災害対策計画）（令和5年5月修正 広島県防災会議）

参考 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても、場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、新築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	-	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

(注1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(注2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(注3) 大規模な地すべり山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス提供が止まる可能性がある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認のため、時間がかかることがある。

(注1) 震度6弱以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある

■大規模建造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

(注1) 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震（地震・津波）により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、崖崩れ等が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難指示、避難誘導等、避難対策（津波避難のための津波発生時の応急対策）について定める。

2 避難の指示

(1) 避難等の指示権者

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第60条第1項
知 事	同上の場合 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法第60条第6項
警 察 官 海上保安官	同上の場合 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき。	同 上	災害対策基本法第61条
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
警 察 官 海上保安官	同上の場合 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又は町長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法第63条第2項
自 衛 官	同上の場合 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法第63条第3項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法 第28条第1項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は 消防吏員等の要求があったとき	同上	消防法 第28条第2項
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区 域を設定した場合	同上	水防法 第21条第1項
警察官	同上的場合 水防団長等が現場にいないとき、又は 水防団長等の要求があったとき。	同上	水防法 第21条第2項
知事、その命を 受けた県職員、 水防管理者	洪水、高潮のはん濫により著しい危険 が切迫した場合	必要と認める区域の 居住者に立退きを指 示	水防法 第29条
知事、その命を 受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域の 居住者に立退きを指 示	地すべり等防 止法 第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は 財産に重大な損害を及ぼすおそれがある 災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発す る。危害を受けるお それのある者を避難 させる。	警察官職務執 行法 第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官 がその場にいないとき、警察官職務執 行法第4条並びに第6条第1項、第3 項及び第4項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法 第94条

(2) 避難の指示等

ア 法令により権限を有する者は、災害発生のおそれがある場合に指示を発し、自発的な避難を促す。

イ 町長等、避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難指示の発令理由

(ウ) 避難先及び避難経路

(エ) 避難の方法及び携行品

(オ) その他必要な事項

ウ 避難指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

また、避難指示をしても徹底しない場合は、警察官職務執行法第4条の規定による警察官の措置により避難させる。

エ 高齢者等避難の伝達

町は、避難指示のほか、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動を支援しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

■避難指示等発表の基準

区 分	基 準
高齢者等 避難	津波警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される時。 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される時。
避難指示	津波警報が発表されたとき。 津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。 強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき若しくは津波警報を覚知したとき。 津波（大津波）警報が発表されたとき。

(3) 伝達方法

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容について、おおむね次の方法により又は直接住民に伝達する。

- (ア) 防災行政無線（戸別受信機を含む）、電話
- (イ) 全国瞬時警報システム（J-Alert）
- (ウ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (エ) 広報車、拡声器、連絡員
- (オ) サイレン、鐘
- (カ) テレビ、ラジオ
- (キ) 携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）
- (ク) インターネット
- (ケ) アマチュア無線

また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

この場合において、避難行動要支援者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、町、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に連絡通報する。

(4) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

町は、災害発生情報、避難指示、高齢者等避難等について、消防署、水防管理者等の協力を得つつ、地震（地震・津波）災害の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成するものとする。

(5) 避難の指示等についての注意事項

ア 指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。

イ 町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難の指示を発するのための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 町は、あらかじめ危険が予想される地域について、雨量、水位、潮位等による避難の指示を発する場合の基準を設けておく。

エ 町は、あらかじめ避難指示を住民に伝達する方法を明らかにし、町民に徹底してお

く。

オ 学校、保育園、こども園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町が避難指示を発令した場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に、）町長と協議して避難計画を作成しておく。

カ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

キ 町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対して、屋内にとどまる（建物の上階への「垂直移動」を含む。）ことを指示することができる。

ク 町長は、避難の指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。

3 報告

(1) 避難指示等を行った場合

町長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ 報告事項

(ア) 指示した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

前項に同じ

イ 報告方法

開設後直ちに総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行い、その後速やかに文書による報告を行う。

ウ 報告事項

避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項

4 津波発生時の応急対策（*津波災害対策）

(1) 避難指示の発令

ア 発令基準

次の場合において、町長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

(ア) 大津波警報、津波警報が発表されたとき

(イ) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(ウ) 津波注意報が発表されたとき

※堤防の海側の区域（漁業従事者、港湾区域の就業者、レジャー目的の滞在者等を対象とする。）

(エ) 気象業務法施行令第10条の規定により町長が自ら大津波警報・津波警報・津波注意報をした場合

イ 発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報・津波注意報を認知した場合又は大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

ウ 指示の内容

町長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難指示の理由

(ウ) 避難先及び避難路

(エ) 避難の方法及び携行品

(オ) その他の必要な事項

(2) 解除

ア 解除の基準

次の場合において、町長は、避難指示を解除する基準を定める。

(ア) 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除を認知した場合及び大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の通知を受けた場合

(イ) 気象業務法第10条の規定により町長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

イ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

(3) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

ア 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

町は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアル作成及び見直しについて、町と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

イ 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-Alert）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、大津波警報・津波警報・津波注意報等の発表、避難指示等を伝達するなど、複数の伝達手段の併用等を検討するものとする。

5 避難の誘導

(1) 避難誘導にあたる者

ア 町職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 避難は、原則徒歩とする。

イ 避難場所、避難路沿いの要点等に誘導にあたる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、町民の速やかな避難を図る。

なお、町長は、あらかじめ避難場所を選定し、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに、帰宅困難な場合は、適切な避難場所への誘導を行う。

ウ 避難は、幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

エ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画、個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

オ 観光客及び外国人等の避難にあたっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めしておくものとする。（*津波災害対策）

カ 避難指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

キ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

ク 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 避難の際の町民への周知事項

誘導責任者は、避難にあたって、次の事項を町民に周知徹底する。

ア 戸締まり、火の始末を完全にすること。

イ 携行品は、必要最小限の物品とすること。

食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯（予備の乾電池）、携帯ラジオ（予備の乾電池）、毛布、医薬品、ビニール袋等

ウ 服装は軽装とすること。雨具、帽子、手袋、雨靴、防寒衣等を携行すること。

6 再避難の措置

誘導にあたる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第3節 災害発生（津波到達）後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 目的

この計画は、町内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

町における地震（地震・津波）災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 地震（地震・津波）災害情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 防災行政無線（戸別受信機を含む）による収集
- エ 消防署、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用

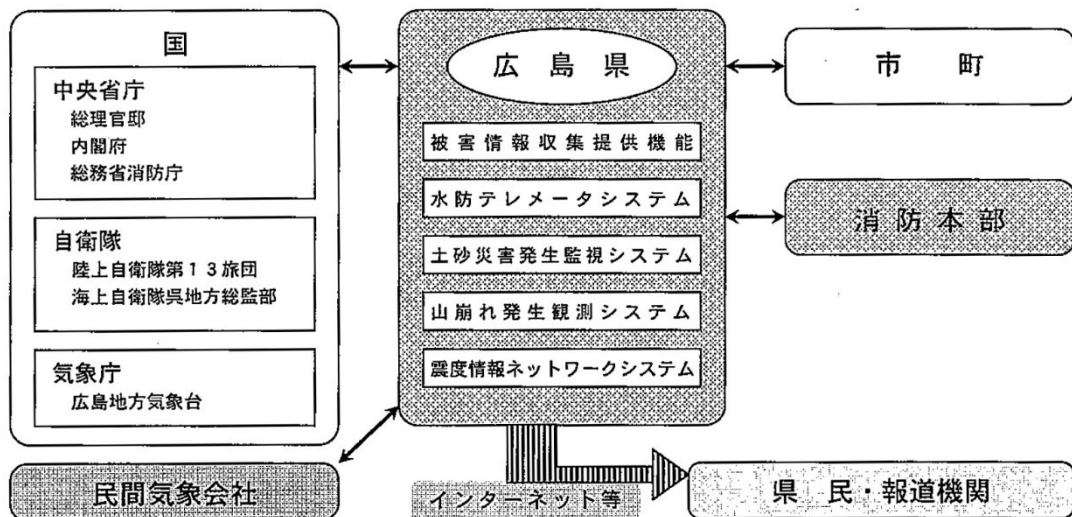
(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 防災行政無線（戸別受信機を含む）の活用
- ウ 広島県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ 登録制メール、緊急速報メールの活用
- オ 地元アマチュア無線のボランティアの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

広島県防災情報システムの概念図



資料：広島県地域防災計画（震災対策編・地震災害対策計画）（令和4年5月修正 広島県防災会議）

3 地震（地震・津波）災害情報の収集伝達

(1) 関係機関等との連絡及び県への報告

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、町長に報告する。（基本法第54条第1項、発見者の通報義務）
- イ 通報を受けた場合、町長は、速やかにその旨を知事（県危機管理監）に通報する。（基本法第54条第4項）

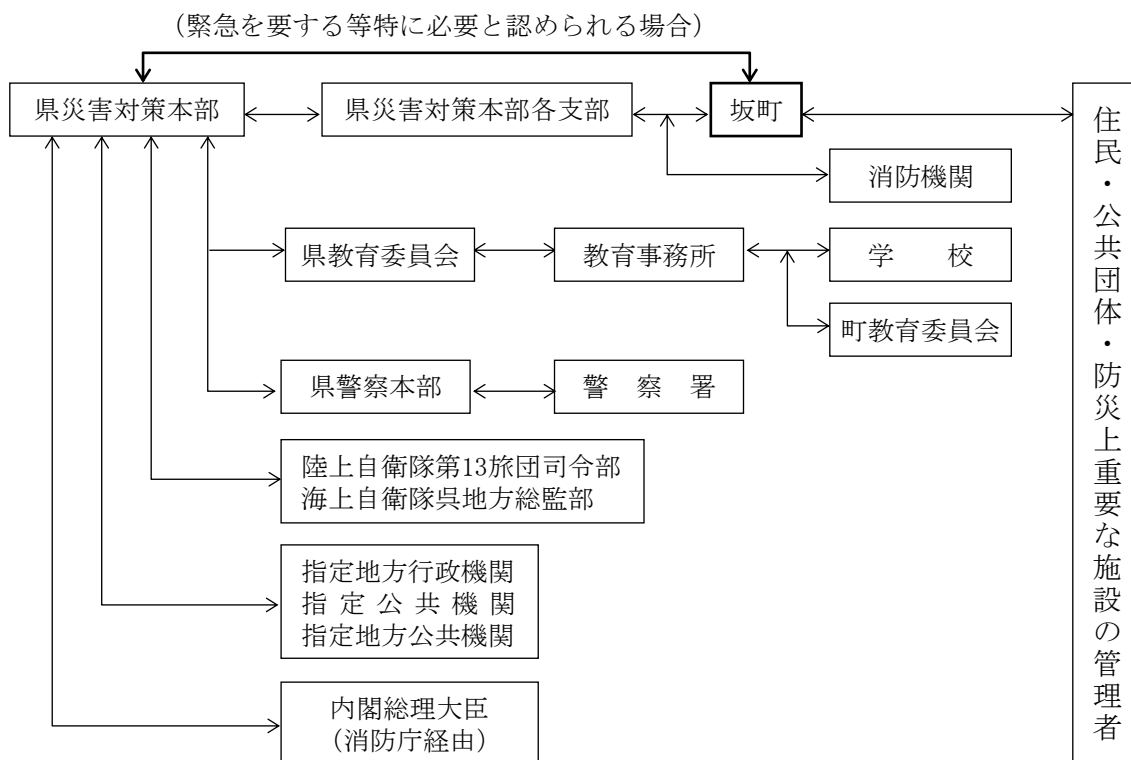
ウ 前項の場合において急施を要するときは、町長は、県への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(2) その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の状況、並びに災害に対してとった措置の概要を町長に通報する。町長は、関係機関に通報する。

(3) 県災害対策本部が設置された場合の経路

前各号によるすべての情報は、次の経路により県災害対策本部に通報し、関係機関に通知される。



4 地震（地震・津波）災害発生及び被害状況報告・通報

地震（地震・津波）災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また町は、地震（地震・津波）発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあつては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

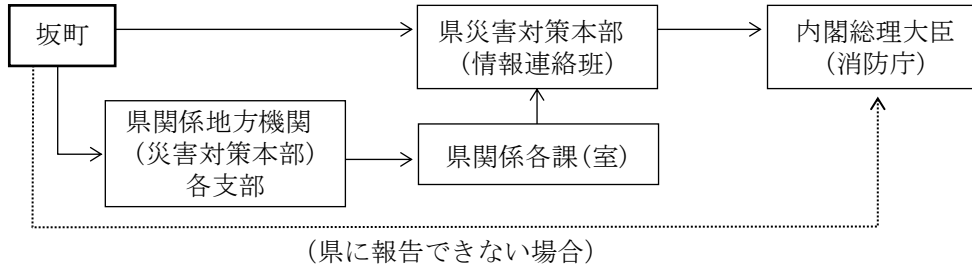
なお、町内で震度5強以上を記録したものについては、県へ連絡するとともに、直接、総務省消防庁へも報告する。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



※内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

回線別		区分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		7-90-49013	7-90-49101～49103
	FAX		7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話		77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	FAX		77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 地震（地震・津波）災害発生報告の様式

地震（地震・津波）災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期するため、原則として別記様式1により行う。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震（地震・津波）等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を町は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 町が県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

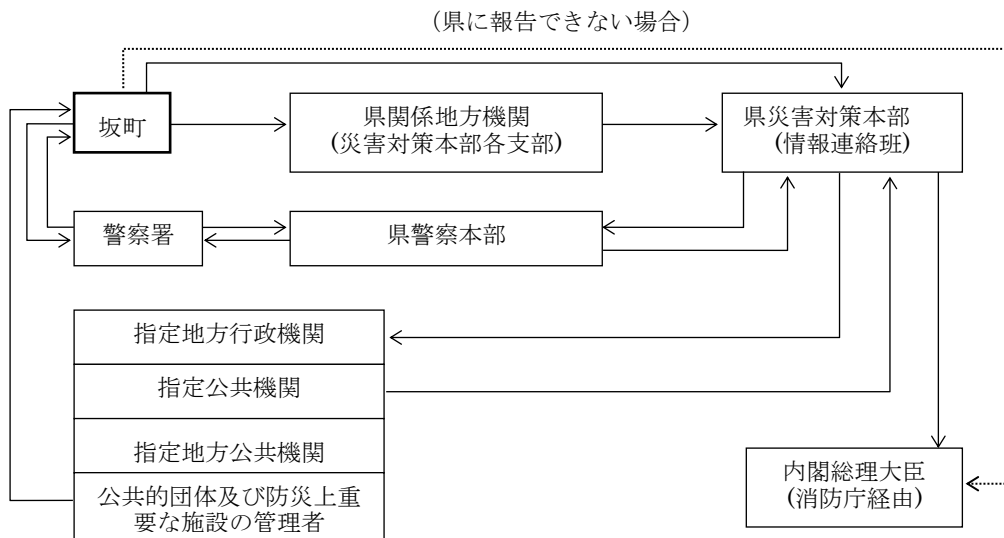
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



イ 被害状況の報告等

(ア) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(イ) 調査・収集にあたっては、各部が原則として行うが、集計等は総務部が取りまとめ、常に災害状況、被害状況を把握できる体制を整備するものとする。

(ロ) 被害状況の調査・収集の結果は、別記様式2を用い、被害発生報告と同様の経路で県に報告するとともに、町内の防災関係機関にも周知する。

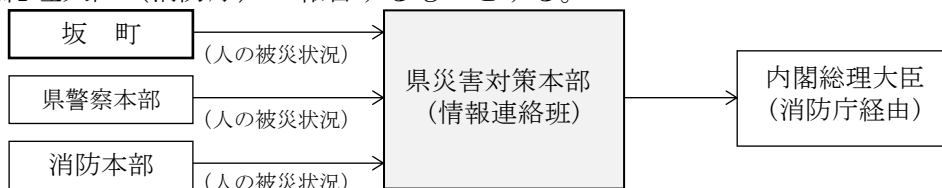
(エ) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての即報

町、県警察本部及び各消防本部は、災害による人の被害について情報を入手した場合、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。ただし、町が県に報告できない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告するものとする。



■別記様式1

災害発生報告

() 県支部

() 市 町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況			
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線			
受信者	情報連絡班	氏名		15 破堤溢水 した河川 海岸ため池			
1 調査日時	月	日	時 分	16 その他の 被 害			
2 発生場所							
人の 被害	3 死 者	人	氏名 (生年月日)		17 災害対策 本部設置	月	日
		〃	〃 (〃)			時	分
	4 行方不明者	〃	〃 (〃)				
	5 重傷者	〃	〃 (〃)				
6 軽傷者	〃	〃 (〃)		18 避難の指 示状況	地区名	避難場所	人員
7 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人				人
8 半壊 (半焼)	〃	〃	〃				
9 床上浸水	〃	〃	〃				
10 床下浸水	〃	〃	〃				
住家の 被害				19 消 防 職 員			〃
					20 消 防 団 員		
			21 警 察 官				
					22 そ の 他		
			計			〃	
非住家 の被害	11 学 校 等 公 共 建 物				23 その他の 応急措置		
	12 その他						

■別記様式2

被 害 総 括 表

月 日 時 分 現在				() 県支部 () 市町			
被害区分		被害内容		被害区分	被害内容	被害額(千円)	
①人の被害	ア 死者	人氏名		④公共建物の被害	キ 保育所 幼稚園	公 棟	
	うち災害関連死者	〃	〃			私	〃
	イ 行方不明者	〃	〃		ク 専修学校 各種学校	公	〃
	ウ 重傷者	〃	〃			私	〃
	エ 軽傷者	〃	〃		ケ 病院	〃	〃
②住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	棟	世帯	人	コ 官公庁その他	〃	
	イ 半壊(半焼)	〃	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・文化財の被害	〃	
	ウ 一部損壊	〃	〃	〃		ア 道路被害	か所
	エ 床上浸水	〃	〃	〃	イ 橋梁被害	橋	
	オ 床下浸水	〃	〃	〃	ウ 河川被害	か所	
③非住家の被害	ア 全壊 (全焼・流失)	公共建物	棟		⑥公共土木施設の被害	エ 砂防施設被害	〃
		その他	〃			オ 地すべり防止施設被害	〃
	イ 半壊(半焼)	公共建物	〃			カ 急傾斜地崩壊防止施設被害	〃
		その他	〃			キ 治山施設被害	〃
	被害区分	被害内容	被害額(千円)			ク 港湾施設被害	〃
④公共建物の被害	ア 小学校	公	か所	〃	ケ 漁港施設被害	〃	
		私	〃	〃	コ 海岸施設被害	〃	
	イ 中学校	公	〃	〃	サ その他	〃	
		私	〃	〃		ア 流失・埋没	ha
	ウ 高等学校	公	〃	〃	イ 畑	〃	
		私	〃	〃	冠 水	〃	
	エ 大学	公	〃	〃	ウ 農道被害	か所	
		私	〃	〃	エ 溜池・水路被害	〃	
	オ 高等専門学校	〃	〃	〃	オ 頭首工被害	〃	
	カ 特別支援学校	〃	〃	〃			

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容		
⑦	カ 路面被害	か所		り 災害世帯数	世帯		
	道 橋梁被害	橋		り 災者数	人		
	キ 水産施設被害	か所		被害総額	千円		
	ク その他	〃		⑨ ア 建物	件		
⑧ その他の被害	ア 農産被害	〃		イ 危険物	〃		
	イ 林産被害	〃		ウ その他	〃		
	ウ 水産被害	〃		災害対策本部設置	月 日 時 分		
	エ 商工被害	〃					
	オ 土石流	溪流					
	カ 地すべり	か所					
	キ 崖くずれ	〃					
	ク 木材流出	m ³					
	ケ 山林焼失	ha					
	コ 鉄軌道被害	か所					
	シ 沈没	隻				災害に對してとつた措置	避難の指示状況
	船 流失	〃					
	破損	〃					
	ス 清掃施設被害	か所					
	セ 都市施設被害	〃					
	ソ 自然公園施設被害	〃					
	タ 工業用水道被害	〃					
	チ 水道施設被害	〃					
	ツ 水道(断水)	戸					
	テ 電話(不通)	回線					
	ト 電気(停電)	戸		消防職員等 出動状況	消防職員	人	
	チ 水道施設被害	〃			消防団員	〃	
	ツ 水道(断水)	戸			警察署	〃	
	テ 電話(不通)	回線			その他	〃	
	ト 電気(停電)	戸		その他	計	〃	
	ナ ガス(停止)	〃					
	ニ ブロック塀等被害	か所					
	ヌ その他	〃					

■用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・焼失)	住家がその居住のための基本的機能を滅失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公共 土木 施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車国道、一般国道、県道及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるをいう。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
農林 水産 業施 設	海岸施設被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
そ の 他	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

そ の 他	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において、土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	崖 く ず れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、崖崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
電 話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。	
電 気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
ガ ス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
そ の 他	各項に該当しない被害とする。	
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
被 害 総 額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

第2項 通信運用計画

1 方針

町、県及びその他防災関係機関は、震災（地震・津波災害）時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

広島県総合行政通信網の活用により、震災（地震・津波災害）時における迅速かつ確な通信連絡の確保を図る。

3 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

(2) 非常電報・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常電報・緊急電報の申込みを行う。

区分	応答先	申込みダイヤル番号
非常・緊急電報	電報センタ	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要請先	電話番号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-226-2127

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

ア 固定電話

区分	申込先	申込みダイヤル番号
臨時電話等	116センタ	「116」

※一般の電話申込みも、この番号

イ 臨時携帯電話の申込み先（有償）

臨時携帯電話の申込み先	電話番号
株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常無線通信を発信する。

なお、町においては、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

(2) 放送機関に対する放送の依頼

町長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより依頼する。

なお、町は、知事を通じて依頼するものとする。

(3) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

(4) 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

5 専用通信施設の応急対策

町、県、県警察、気象庁、国土交通省、西日本旅客鉄道株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

町及び県は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に
 応急調達を要請する。

また、調達した通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

県及び町は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に
 応じて、中国総合通信局に移動電源車の派遣を要請する。

9 通信施設の応急復旧

災害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を
 有する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難、ある
 いは孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した
 災害応急対策について定める。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の
 消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には、他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる
 応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により、自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによ
 る応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動
 を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

県及び町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携し
 て、活動拠点となる臨時ヘリポート等を計画的に整備するとともに、離着陸時の安全性を確

保するための支援を行う。

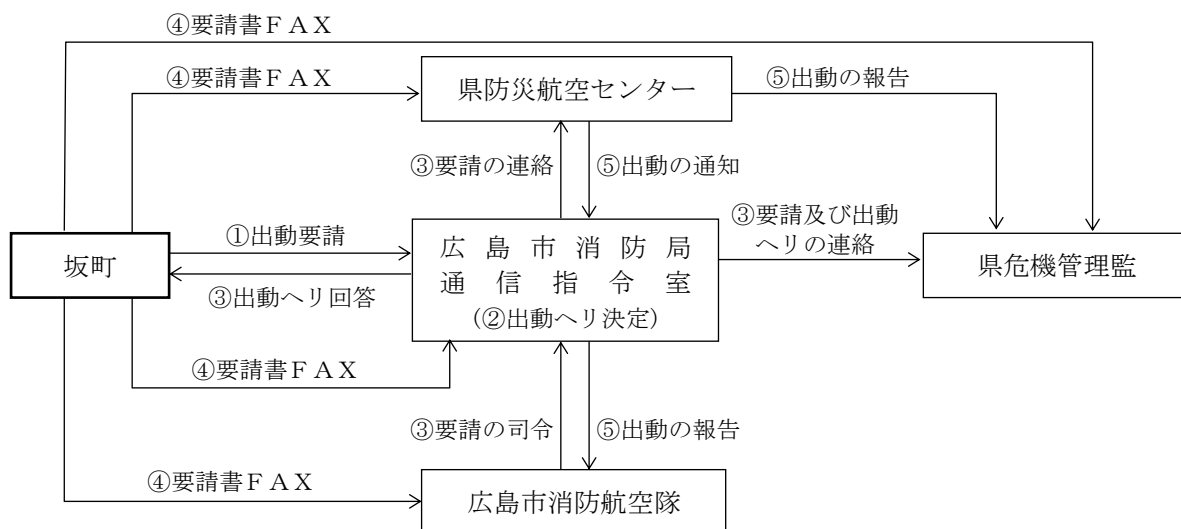
5 支援要請

(1) 原則

町長は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援要請を行うものとする。

(2) 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、次の図による。






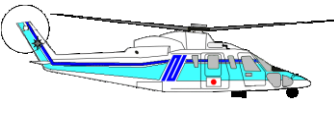

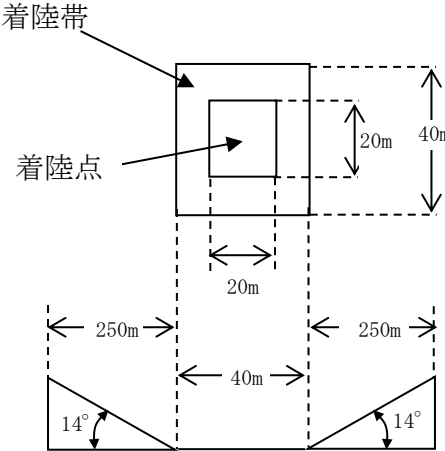



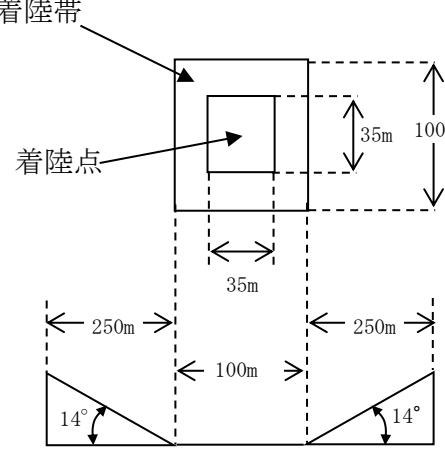
(3) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

県及び町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（総務省消防庁）、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（平成8年7月18日締結）等に基づいて応援要請する。

6 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキー S76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	

(2) 臨時ヘリポートの準備

町長及び災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときには、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

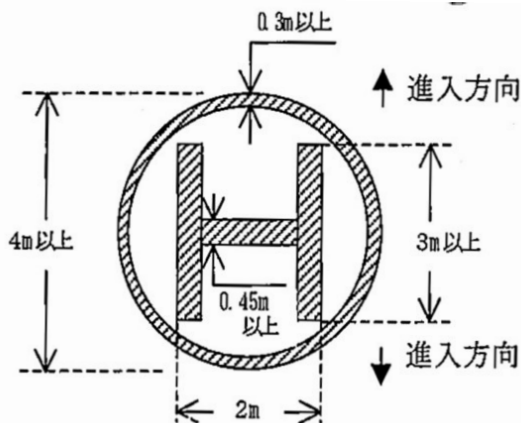
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資収集場所等の配備については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には、次図を標準としたⓂを表示する。



斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色とする。

カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、県災害対策本部（県危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、災害に際して、町民の生命又は財産を保護するため、応急対策の実施が町の防災能力では防災上十分な効果が得られない場合、又は町長が特に必要と認めた場合に、基本法第68条の2の規定による自衛隊派遣要請の要求について定める。

2 災害派遣要請の要求等

(1) 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

(2) 町長は、上記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はそ

の指定する者（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

(3) 町長は、上記 (2)の通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。

この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令
- (2) 町域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 町域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続

- (1) 要請要求は、町長が直接知事（県危機管理監）にする。
- (2) 要請にあたっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書（別記様式3）によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 県知事を通じて要請するとき

	連絡先	連絡方法
県危機管理監	広島市中区基町10-52	電話：082-228-2111／内線2783～2786 (直通)082-511-6720、082-228-2159

イ 県知事を通じて要請することが困難なとき

	連絡先	連絡方法
陸上自衛隊 第13旅団長	陸上自衛隊第13旅団 司令部第3部（防衛班） （安芸郡海田町寿町2-1）	電話：082-822-3101／内線2410 （夜間・土日・祝日等）内線2440（当直幕僚）
海上自衛隊 呉地方総監	海上自衛隊呉地方総監部 防衛部 オペレーション （呉市幸町8-1）	電話：0823-22-5511／内線2823、2222 （当直）
航空自衛隊西部 航空方面隊司令官	航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部運用課 （福岡県春日市原町3-1-1）	電話：092-581-4031／内線2348 （課業時間外）内線2203（SOC当直）

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受入れ

町長が災害派遣を依頼したときは、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

(1) 派遣部隊到着前

- ア 派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常からの指定及び配置を含む。）
- イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が町及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供
- ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- オ 臨時ヘリポートの設定（本計画第3章第4節による。）
- カ 船艇ができる使用できる岸壁の準備

(2) 派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- イ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- ウ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与

- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請するため、知事に対し文書（別記様式4）を提出する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

■別記様式3

広島県知事 様	坂総第 令和 年 月 日 号 坂町長 印
自衛隊の災害派遣について（依頼）	
次によって災害派遣の要請を申請します。	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
* 気象状況（〇〇日から・・・）	
* 被災状況（人、住家の被害、道路、橋梁の決壊の状況） （火災の場所、焼損面積、拡大、火勢方向、民家との距離等）	
* 町民の生命の危険・・・民家への延焼危険	
* 地元〇〇では〇〇不可能	
* 地元消防力では鎮圧困難 （出動消防力 〇〇人 〇〇〇台）	
2 派遣を必要とする期間	
〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇状態を脱するまで （火災を鎮圧するまで）	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 区 域 町〇〇〇〇	
" " 〇〇山	
(2) 活動内容 孤立者の救出 道路の応急啓開 救援物資の輸送 〇〇〇火災の消火 その他	
4 連絡責任者	
坂町役場 総務部 総務課 電話 〇〇-〇〇〇〇	
5 その他参考となる事項	
〇〇川が〇〇地区で〇〇m決壊〇〇橋流出	

■別記様式4

広島県知事 様	坂総第 令和 年 月 日
	坂町長 印

自衛隊の撤収について（依頼）

〇〇月〇〇日から〇〇は、出動中の〇〇〇自衛隊のご協力によって〇〇しました。
については、〇〇時〇〇分〇〇自衛隊の撤収をお願いします。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

地震（地震・津波）が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や近隣市町、県の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

町は必要に応じて、県、防災関係機関等に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事に対する応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする職種別人員
- ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき、他の市町長に応援を求める。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、町における消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地への応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

3 応援要員の受入れ体制

災害応急対策を実施するに際して、町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あっ旋する。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助活動

1 方針

地震（地震・津波）による家屋等の倒壊、崖崩れ及び津波等により多数の要救出者が発生した場合には、町、県及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、町長が救出活動の指揮を執るものとする。

2 陸上における救出

(1) 町

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両船艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 町による救出が困難なときは、速やかに海田警察署に連絡し、合同して救出にあたる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両船艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。

なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 県及び他の市町に応援要請する場合

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする期間
- c 応援を必要とする人員、車両、特殊機器、航空機その他資機材の概数
- d 応援を必要とする区域及び活動内容
- e その他参考となるべき事項

(イ) 自衛隊に派遣要請する場合

本計画第3章第5節による。

エ 救護機関及び海田警察署と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

知事は、町から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 他の市町長に対し応援を指示する。

イ 自衛隊に対し派遣を要請する。

ウ 救出活動の総合調整を行う。

(3) 県警察

地震（地震・津波）災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は町及び県から要請があった場合には、町及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助

イ 消防機関及び救護機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動

エ 救出救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

なお、町は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り、町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、本計画第3章第5節による。

3 海上における救出

(1) 町長及び広島市消防局

町長及び広島市消防局は、関係防災機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

(2) 広島海上保安部

海難救助等を行うにあたっては、地震（地震・津波）災害の規模等に応じて合理的な計画をたて、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救難活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等により、その捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときには、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 救助・救急活動等にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

(3) 県警察

海上における被災者に対して、県警察は、広島海上保安部、町及びその他の関係機関と連携協力して、次の措置を講ずる。

ア ヘリコプター等による被災者の発見、救出・救助

イ 行方不明者がある場合には、沿岸の関係警察等への発見を求める手配

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2項 医療救護・助産計画

1 方針

地震（地震・津波）のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 災害時における実施責任者及び実施内容

(1) 町

ア 町長は、地震（地震・津波）災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

ア 県は、町の要請が合った場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院・協力病院、広島県医師会及び他県等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

また、災害の急性期においては、統括DMATと調整の上、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請を行うものとする。

イ 県は、災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

(3) 日本赤十字社広島県支部

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）及び災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(4) 広島県医師会

町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 広島県歯科医師会

県又は町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(6) 広島県薬剤師会

県又は町の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(7) 広島県看護協会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは、広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書に基づき医療救護活動を実施する。

3 医療救護

(1) 医療救護班の編成

医療救護にあたっては、町内の医療機関の協力を得て、救護班を編成して行う。その編成にあたっては、関係機関で協議の上、構成員を指名しておくものとする。

また、救護班は、原則として医師1名、看護師2名、事務員1名をもって1班とする。必要に応じて、町保健師を加える。救護所にあつては、必要に応じて、医師及び看護師を増員する。

(2) 救護所の設置と工法

ア 町長は、必要と認めた場合には、避難所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

イ 救護所を設置した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

(3) 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

ア 震災（地震・災害）発生後初期段階への対応

町及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

イ 震災（地震・津波災害）発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

(4) 救急搬送の実施

ア 負傷者の医療機関への搬送は、原則として町が実施する。

イ 救護所から医療機関へ搬送する場合で、町が対応できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

ウ 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

エ 迅速・的確な救急救命措置を講じるため、医師と救急救命士の連携体制を構築する。

4 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1 方針

町は、地震（地震・津波）発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 町は、地震（地震・津波）発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震（地震・津波）により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 町は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震（地震・津波）発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震（地震・津波）発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震（地震・津波）発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集の体制を定める。

エ 地震（地震・津波）発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

町長及び広島市消防局長は、消防職（団）員を指揮し、町内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

町長又は広島市消防局長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等の活動

町長又は広島市消防局長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

5 相互応援協力体制の整備

町は、消防組織法（昭和22年法律第 226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月 1 日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

地震（地震・津波）が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、ダム及びため池等が、損傷あるいは破損するおそれがある。

そのため、（津波到達に備え、）これらの施設の管理者は、震災時（地震・津波発生時）

には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 河川、海岸、ため池等の管理者

ア 地震（地震・津波）の発生に起因して堤防、ため池等の破損による津波や洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立ち退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立ち退きの指示を行う場合は、その旨を海田警察署長に通知する。

イ 河川、海岸、ため池等の管理者は、地震（大地震）発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震（地震・津波）発生後直ちに町内の河川、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見した時は、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、適宜水防活動を行う。

（水防法第2条）

・水防管理団体：

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう

・水防管理者：

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者

3 津波、高潮対策（津波対策）

水防管理団体及び町は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は、次の措置をとる。

(1) 水防管理団体

ア 各区域内の監視、警戒

イ 水防に必要な資機材の点検整備

ウ 水防管理団体相互の協力及び応援

(2) 町

ア 水防非常配備のための招集体制の確立

イ 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう、情報の連絡調整及び技術的援助

4 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の市町長に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、地震発生時には、（津波到達に

備え、) 自衛消防組織等の活動により被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、町は、消防法（昭和23年法律第 186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第 149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震（地震・津波）の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 危険物災害応急対策

町は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震（地震・津波）による災害の発生を防止するため次の措置を行う。

(1) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置を実施させる。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 異常が認められた施設の応急措置

(2) 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

町は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震（地震・津波）による災害の発生を阻止するため、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

4 毒物劇物災害応急対策

町は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震（地震・津波）による災害の発生を阻止するため、県、保健所、海田警察署及び広島市消防局と速やかに連絡をとることとする。

緊急を要する場合には、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行い、災害の発生及び拡大等を防止する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

震災（津波災害発生）時における、町民の生命、安全及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察及び広島海上保安部の所管にかかわる警備活動の実施に協力する。

また、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

また、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努めるものとする。

2 警備対策

町は、県警察、広島海上保安部の行う措置に協力する。

3 交通規制・交通確保計画

(1) 陸上交通の確保

ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和32年第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

(イ) 被災地及び周辺における優先通行

地震（地震・津波）発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

(ロ) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

(ハ) 町内への車両の流入制限

隣接の自治体に通じる国道31号等主要道路については、隣接の自治体の協力を得て必要な指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、町内への車両の流入を極力制限する。

このため、町内の主要交差点、隣接市町境等必要な箇所に交通検問所を設置する。

イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等館内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

(ア) 走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

ウ 路上の障害物除去等

(ア) 県公安委員会は災害対策基本法に基づき、緊急車両外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。)に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

(ウ) 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(エ) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(以下「車両等の占有者等」という。)に命じることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損

失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び機関を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

(ア) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

(イ) 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

(ウ) 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力してその解消に適切な対応措置を講ずる。

(エ) 通行妨害車両等の排除については、県警察本部が社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「J A F」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、J A Fに対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下、「緊急通行車両等」という。）及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の様式は、別記5、6のとおりである。

キ 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規定に係る事前届出の手続きを行わせる。

(ア) 事前届出の対象とする車両

a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

(a) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ・ 廃棄物の処置及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両
なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。
- b 地震法の規定に基づく緊急通行車両
- (a) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ・ 地震予知情報の伝達及び避難指示等に関する事項
 - ・ 消防・水防その他の応急措置に関する事項
 - ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (b) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両
なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については(ア)のaの(b)のとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。
- c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両
原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難指示等に関する事項

- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(c) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、もしくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については(ア)のaの(b)のとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 事前届出に関する手続き

a 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

b 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を所轄する警察署とする。

c 事前届出に必要な書類

- ・ 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- ・ 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- ・ 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通・別記様式7のとおり）

(ウ) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

a 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記様式7「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

b 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

ク 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

(イ) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次にいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先
キの(イ)a、bと同様とする。

(オ) 事前届出に必要な書類

- a 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し
 - (a) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師もしくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類。
 - (b) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類。
 - (c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。
 - (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。
なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。
- b 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通・別記様式8のとおり）
- c 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

(カ) 規制除外車両事前届出済証の交付等

- a 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記様式第8「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

- b 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

■別記様式5

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		広島県知事	印
		広島県公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	（電話	
	氏 名	）	
運 行 日 時			
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

■別記様式6

標 章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

■別記様式 7

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 広島県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会	
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者			住所
			氏名
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

■別記様式8

<p>災 害 原子力災害応急対策用 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 (電話) 氏名</p>	<p style="text-align: right;">災 害 第 号</p> <p>原子力災害応急対策用 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 広島県公安委員会</p>	
番号票に表示されている番号	<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。 	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用 者		住 所
		氏 名
出 発 地		
<p>(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p>		

(2) 海上交通

ア 交通規制

広島海上保安部は、海上交通の安全を確保するため次の措置をとる。

(7) 避難勧告、入港制限等

津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対しては、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港の制限又は港内停泊中の船舶に対する移動を命ずる等の規制を行うものとする。

(4) 交通整理、指導

船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

(9) 交通の制限及び禁止

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。

イ 航路の障害物除去等

(7) 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、地震・津波発生時には、調査点検の実施及び異常を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

(4) 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

ウ 応急標識の設置

広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

また、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

エ 航行警報等の実施

広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに地域航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知するものとする。

オ 油等流出事故等の周知

広島海上保安部は、大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、地域航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。

4 交通施設災害応急対策

道路、港湾、鉄道等の交通施設に係る災害応急対策はそれぞれの管理者が実施するが、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本

来の機能回復に努めるものとする。

この場合町長は、他の管理者の行う対策が円滑に実施されるよう協力する。

5 応急輸送対策

(1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、災害応急対策責任者で確保するが、町長はこれらが円滑に実施できるよう協力する。

(2) 災害の規模等により、災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力あつ旋の要請をする。

第2項 交通、輸送応急対策計画

1 方針

地震（地震・津波）が発生した場合、県、町及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

(1) 町は、あらかじめ定める震災（地震・津波災害発生）時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

(2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して、他の市町又は県にあつ旋を要請する。

- ア 輸送区域及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要な事項

第3項 在港船舶対策計画

1 方針

津波によって生ずる在港船舶の転覆等の事故を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、係留施設の整備及び船舶の安全指導等を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止を図る。

2 在港船舶対策

(1) 実施責任者

実施責任者	港名	根拠法令
港長	特定港（広島港）	港則法

(2) 実施方法

ア 移動命令

港長は、特に必要があると認めるときは、港則法（昭和23年法律第174号）第10条及び第37条第3項及び37条の5の規定により、広島港に在泊する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 乗船命令

港長は、港則法第8条第3項の規定により危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又は係留中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

ウ 海上保安官の行う避難勧告

海上保安官は、海上における人命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、避難の勧告を行う。

(3) 関係機関の協力

県警察、港湾管理者、漁港管理者及びその他の関係者は、広島港長の行う在港船舶対策に対して協力をを行う。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1 方針

地震（地震・津波）により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、崖崩れ、津波等が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営にあたっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に連携・協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、町は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

特に、町は、あらかじめ施設管理者との調整や避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引き取りや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあつ旋及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、災害対策本部総務部、関係防災機関へ定期的に連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め、災害対策本部総務部、関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため、保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の数量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ク やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努める。

ケ 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

(2) 町が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（県災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 受入れ人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

(3) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ応援職員を派遣するなど、町を支援するものとする。

(4) 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など支援が必要と考えられる場合には、ほかの市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生により町機能が喪失するなどし、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続きを行うものとする。

町は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

要配慮者及び災害発生後援護が必要となる者が、避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、町及び県は、町民等へ広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 方針

地震（地震・津波）発生時においては、各防災関係機関は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用な混乱を排除するように配慮する必要がある。

なお、住民への情報伝達にあたっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の住民の動向と要望の把握に努める。

2 実施方法

(1) 広報活動

ア 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

イ 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

ウ 広報機関による広報の内容等

町は、消防機関、県警察、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

a 災害発生直後の広報

- (a) 津波に関する予警報及び情報
- (b) 地震（地震・津波）に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- (c) 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- (d) 医療、救護所の開設に関する情報
- (e) 災害発生状況に関する情報
- (f) 出火防止、初期消火に関する情報
- (g) 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- (h) その他必要な情報

b 応急復旧時の広報

- (a) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (b) 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- (c) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (d) 電話の利用と復旧に関する情報
- (e) ボランティア活動に関する情報
- (f) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (g) 臨時相談所に関する情報

- (h) 住民の安否に関する情報
- (i) 被災建物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- (j) その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a 防災行政無線放送（戸別受信機を含む）による広報
- b 窓口による広報
- c 広報車、ハンドマイク等による広報
- d 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e ビラ配布等による広報
- f 自主防災組織、自治会組織等を通じたの連絡
- g 県に対する広報の要請
- h 報道機関への情報提供、放送要請
- i 文字、手話、外国語等を用いた広報
- j インターネット等を利用した広報
- k 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l 登録制メール、緊急速報メール等の活用

(ウ) 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送について、知事を通じて依頼する。

エ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真等の取材に努め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

町は、震災（地震・津波災害）が発生したときには、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

イ 相談方法

町は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 被災者の情報提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

地震（地震・津波）が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1項に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸借住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努め、町長は、これに対して協力する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行規則の規定に基づき、町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令17条の規定により、前各項の救助について町長に実施を委任したときは、町長が実施する。
- (4) 町長は、地震（地震・津波）により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。
知事は、町長から支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくはそれに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別の場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入についても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

ア 建設戸数

建設戸数の決定にあたっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

民間賃貸住宅を借上げる場合の借上げ戸数の決定にあたっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅等の状況を勘案するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に実施を指示し、町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により、町長の意見を聞いて知事が決定する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体、関係団体の協力を得て、知事が行う。

(5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内とする。（国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）やむを得ない事情がある場合には、事態等に即した必要な実施期間の延長について、内閣総理大臣と協議を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供を考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

- ア 町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。
- (7) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置
 - (イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
 - (ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
 - (エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
 - (オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
 - (カ) 建築判定資機材の調達、備蓄
 - (キ) その他必要な事項
- イ 町からの要請に対し、知事は的確な支援を行う。
- ウ 町は県と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 建築判定実施の事前準備

- ア 町長は、あらかじめ想定される地震（地震・津波）の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- イ 県及び町は、地震（地震・津波）被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

- ア 町長は、地震（地震・津波）により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
- イ 町から支援要請を受けた場合、知事は、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。
- ウ 町及び県は、建築関係団体等の協力を得て、必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- エ 町及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。
- オ 所定の判定資機材が不足する場合は、町に代わって県がこれを調達する。

(4) 県と町との連絡調整等

- ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

地震（地震・津波）により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防ぐため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

- ア 町は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。
 - (7) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
 - (4) 宅地判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
 - (9) 宅地判定実施方法の決定等の基準
 - (エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保
 - (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
 - (カ) 判定資機材の調達、備蓄
 - (キ) その他必要な事項
- イ 町からの要請に対し、知事は的確な支援を行う。
- ウ 町は、県が開催する宅地判定に関する講習会に協力し、宅地判定士の養成に努める。

(2) 宅地判定実施の事前準備

- ア 町長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。
- イ 町長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

- ア 町長は、地震（地震・津波）の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。
また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- イ 町から支援要請を受けた場合、知事は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
- ウ 被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。
- エ 町及び県は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。
- オ 所定の判定資機材が不足する場合は、町に代わって県がこれを調達する。

(4) 町と県との連絡調整

- ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

町は、地震（地震・津波）災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震（地震・津波）災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 町長は、震災（地震・津波災害）時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

- (1) 町長は、震災（地震・津波災害）時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に務める。
必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
なお、炊き出しは、町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。
- (2) 町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所しているものも含む。）
- (4) 前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 用途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める用途及び支出限度額の範囲内で行う。

第2項 給水計画

1 方針

地震（地震・津波）災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることのできない者に対し、県及び町は、飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 実施責任者

災害救助法が適用される前において、水道により水を供給しているときは、広島市水道局が供給の責務を有する。

地震（地震・津波）災害により次の事態が発生した場合、それぞれに定めるものが供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事(知事が実施を委任したときは町長)	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長	感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	広島市水道局	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

3 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる。）の期間供給する。

(2) 井戸等の使用停止が命じられた場合の給水

感染症予防上必要と認め、知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して、1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

4 飲料水等供給方法

(1) 水源の確保

ア 町内の水源を利用できる場合は、浄水セット、ろ水機等を使用し、浄化して必要水量を確保し供給する。

イ 町内の水源が利用できない場合は、容器、給水車等を使用して、周辺地域の施設から必要水量を運搬し供給する。

(2) 給水活動

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、病院などの優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

ウ 避難所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

オ 給水用資機材の調達を行う。

カ 関連事業者の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

キ 町のみでは飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、近隣市町又は県に応援を要請する。

第3章 災害応急対策計画

- ク 自己努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意を広報する。
- ケ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、町民への周知を図る。
- コ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

5 水道、飲料水施設被害報告

水道施設又は飲料水施設が被害を受けた場合は、町長は次の事項を、広島市水道局へ速やかに報告するものとする。

- (1) 被害地区名
- (2) 水道、飲料水施設の区分
- (3) 被害戸数及び人員
- (4) 被害状況
- (5) 対策及び復旧見込み
- (6) その他参考となる事項

第3項 生活必需品等供給計画

1 方針

町及び県は、被災者に対し、生活必需品等を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

町は、県と相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

知事が災害救助法を適用し、町長は補助者として生活必需品等の給付又は貸与を行う。

なお、同法13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

地震（地震・津波）により住家に被害（全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

- ア 寝具（毛布等）
- イ 外衣（ジャージ等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- エ 身の回り品（タオル、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- カ 食器（コップ、皿、箸等）
- キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタン

ク、生理用品、紙オムツ等)

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

町は、あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、町の要請を取りまとめ、民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

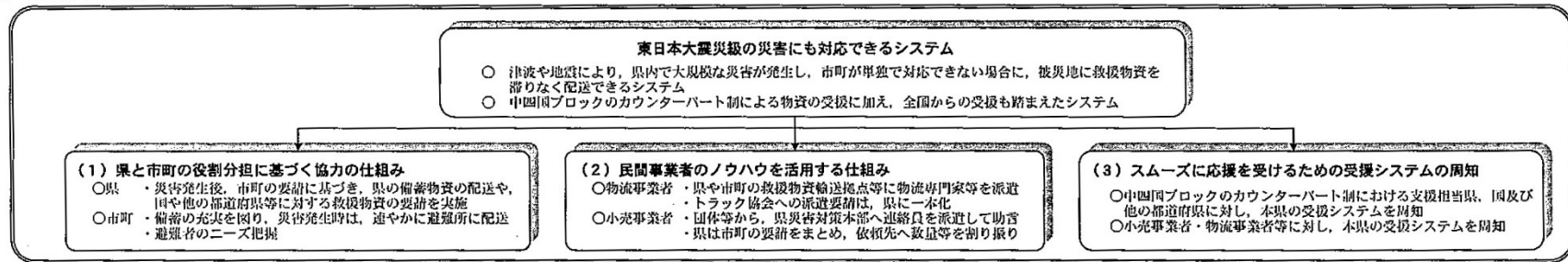
- (1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。
- (2) 物資の調達が困難な場合には、知事に対して応援を要請する。
- (3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

3 物資の輸送

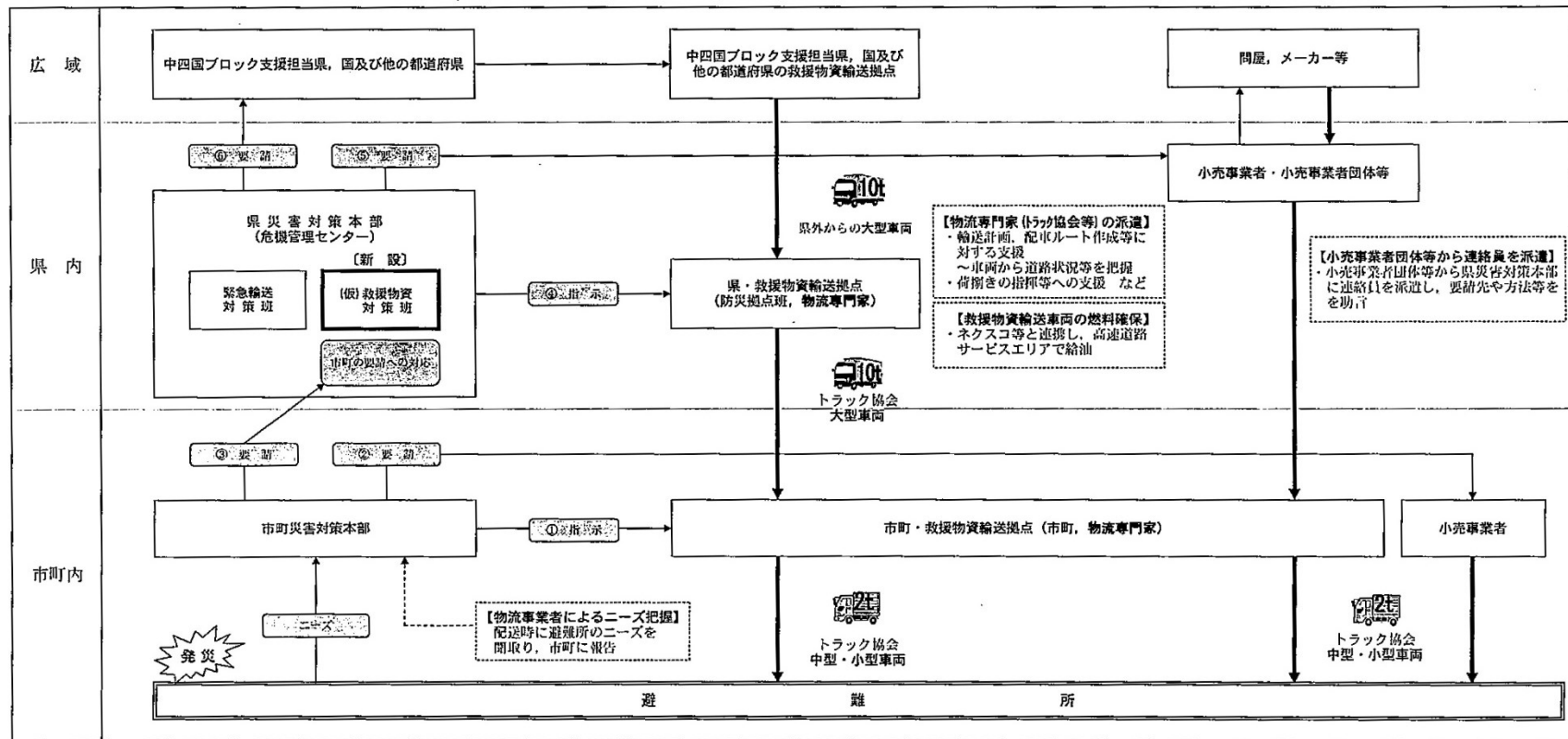
- (1) 県は、広島県トラック協会へ物資輸送の要請を行う。
- (2) 県は、広島県トラック協会に対して、県や町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。
- (3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、町への報告に努めるものとする。
- (4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は国への要請や関係機関との連携により、確保に努めるものとする。

■参考 広島県における救援物資の配送対策について

I 基本的な考え方



II イメージ図



第10節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

町及び県は、震災（地震・津波災害）発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。（*津波災害対策）

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

町は、感染症の発生予防・まん延防止のため、知事の指示に従い、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等の措置を行う。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は、生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、この項において「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症
ねずみ族・昆虫類の駆除	法第28条	三類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新感染症 指定感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	指定感染症

(2) 防疫活動

災害時については、(1) による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 防疫活動

町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

また、避難所における防疫を実施する。

イ 被害の状況報告

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを本計画第3章第3節第1項により県に報告する。

ウ 防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第2項 遺体の捜索、取扱い、埋葬等計画

1 方針

震災（地震・津波災害）時において死亡者が発生した場合、町、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の捜索、処理及び埋葬等を実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の取り扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の捜索

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助者として、消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い、遺体の捜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長は実施責任者となり遺体の捜索を行う。

(1) 陸上における捜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れする。

(2) 海上における捜索

知事は、広島海上保安部及び県警察の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れする。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したとき、町は次の措置を行う。

(1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

(2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

(3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について、県警察等と連携して対応する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短時日に埋葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で、特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋葬等の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋葬等

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は町から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋葬等に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処置する。
ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋葬等を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

震災（地震・津波災害）によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意するとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。（*津波災害対策）

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、震災（地震・津波災害）により設備に被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

(3) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が震災により被害を受けた場合、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防施設等

県及び町は、砂防設備等の損傷や地すべり、山崩れ、崖崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県及び町は、治山事業施工地又は計画地において、山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画

1 方針

電力施設、ガス供給施設、水道施設、下水道施設及び電気通信施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災（地震・津波災害）時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

(2) 震災時における危険防止措置

震災（地震・津波災害）時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧にあたっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧にあたっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

(1) 一般ガス事業者

ア 実施責任者

一般ガス事業者

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメーターによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

広島市水道局

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、町民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧計画

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合は、関係事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

6 電気通信施設の応急対策

(1) 実施責任者

N T T 西日本広島支店

(2) 震災（地震・津波災害）時の対応

災害の発生に際し、電気通信施設等の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図ることとする。

ア 公衆通信の応急対策

(ア) 公衆通信の応急確保

- a 災害非常通信の確保
- b 非常貸出し携帯電話の手配
- c 特設公衆電話の設置
- d 停電時には公衆電話の無料化

(イ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供

(ウ) 被災公衆電気通信設備の応急復旧

イ 災害時の広報

(ア) 広報車による広報活動を行う。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(イ) 掲示板等による広報

(ウ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

第3項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

県及び町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第4項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって町民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

1 方針

町、県及び関係団体は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) 平常時におけるボランティアの組織化

ア 町は、震災（地震・津波災害）時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務の資格や技能を要する専門ボランティア及びボランティア団体を平常時から把握しておく。

イ 町は、専門ボランティア及びボランティア団体に対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等を行う。

(2) ボランティアの受入れ体制

災害時において、町が災害対策本部を設置した際には、坂町社会福祉協議会は、必要に応じてボランティアの受入れを円滑に行うためボランティアセンターを設置する。

当該ボランティアセンターは、広島県社会福祉協議会の設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行うものとする。

また、町のみでは災害対策要員が不足すると判断される場合には、町長は、広島県被災者生活サポートボランティアセンターに対して、次項を示してボランティア団体のあつ旋を要請する。

ア 要請する人員

イ 活動内容

ウ 活動機関及び活動場所

エ その他必要事項

(3) 災害対策本部の役割

災害対策本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、ボランティアセンターと

連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、災害対策本部は、ボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(4) ボランティアセンター（坂町社会福祉協議会）の役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっ旋要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっ旋、活動支援

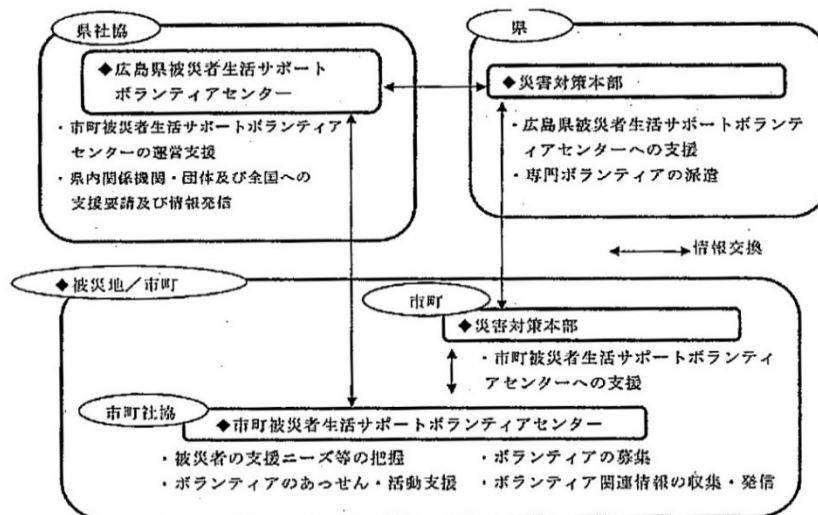
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から町ボランティアセンター等に対し、ボランティアのあっ旋要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から、必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっ旋要請がない場合でも、必要と認められるときは、ボランティアのあっ旋ができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっ旋要請があった場合、町ボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっ旋する。

町は、専門ボランティアの受入れ及びあっ旋の調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、町庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出

し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

町は町ボランティアセンターへ、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

7 町ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により、町ボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 保育・文教計画

1 方針

町及び県は、震災（地震・津波発生）時において、入所(園)児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、震災（地震・津波発生）後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、震災（地震・津波発生）時において、学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア 町立学校
町教育委員会
- イ 私立学校
私立学校長

(2) 避難の実施

学校の管理者は、震災（地震・津波）が発生した場合又は町長が避難指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア) 町立学校

町教育委員会

(イ) 私立学校

私立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により、県教育委員会（私立学校にあっては知事）が、その確保のためあつ旋にあたる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実状に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う時は、町立学校にあっては学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第25条の規定により、町教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

(オ) 応急教育の実施にあたって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会及び私立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し支給する。

また、知事の実施を町長に委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教

科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材：給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品：災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a 教科書及び教材：1か月以内
- b 文房具及び通学用品：15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立学校にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資に被害を受けた場合、設置者は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、被害物資量を把握し、県学校給食会に被害物資の処分方法、給食再開に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、伝染病、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

5 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、町内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、入園児及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

園長は、開園、閉園時間を状況に応じて民生課と協議し、入園児の安全を図る。

イ 保護者との連絡

入園児の登園、降園については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) 職員の措置

職員の被災などにより通常の保育が行えないときは、必要に応じて臨時職員を随時派遣

し保育を行う。

(4) 給食

ア 給食物資に被害を受けた場合は、施設長はその状況を民生課に報告する。

イ 民生課は、被害に遭った物資の量を確認し、保健所の協力を得て被害物資の処理方法、給食に必要な物資の確保、配分等について指示する。

6 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、町と必要な協議を行う。

7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

8 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告させる。

(2) 町教育委員会は、町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会に被災状況を報告する。

第14節 災害救助法適用計画

1 方針

町長は、地震（地震・津波）により一定規模以上の被害が発生した場合には、知事に対し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要請し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

(1) 避難所の設置

(2) 応急仮設住宅の供与

(3) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(5) 医療及び助産

(6) 被災者の救出

(7) 被災した住宅の応急修理

- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

- (1) 町区域内の住家滅失世帯数が表1の災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」以上であること。
- (2) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町内の住家の滅失世帯数が表1の災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」以上であること。
- (3) 県区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町内の住家の滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 町における災害が前記2のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町は、直ちにその旨を県に情報提供する。
- (2) 県は、町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

4 知事から町長への委任

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務	
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理	8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の給与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）	

【表1 災害救助法適用基準】

(平成27年国勢調査人口)

人口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
12,747人	40世帯	20世帯

■被害認定基準

種類		基準	備考	
人	死者	<ul style="list-style-type: none"> 遺体を確認したもの 死亡したことが確実なもの(未確認) 	/	
	行方不明者	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明で死亡の疑いのあるもの 		
	負傷者	重傷者		<ul style="list-style-type: none"> 要治療1ヶ月以上の見込みのもの
		軽傷者		<ul style="list-style-type: none"> 要治療1ヶ月未満の見込みのもの
住家	全壊	<ul style="list-style-type: none"> 損壊基準判定：70%以上 損害基準判定：50%以上 	< 損壊基準判定 > ・住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合 < 損害基準判定 > ・住家の主要な構成要素(※)の経済的被害の住家全体に占める損害割合 ※住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	
	大規模半壊	<ul style="list-style-type: none"> 損壊基準判定：50%以上70%未満 損害基準判定：40%以上50%未満 		
	中規模半壊	<ul style="list-style-type: none"> 損壊基準判定：30%以上50%未満 損害基準判定：30%以上40%未満 		
	半壊	<ul style="list-style-type: none"> 損壊基準判定：20%以上70%未満 損害基準判定：20%以上50%未満 		
	準半壊	<ul style="list-style-type: none"> 損壊基準判定：10%以上20%未満 損害基準判定：10%以上20%未満 		

注-1：住家の基準は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月 内閣府）による。

-2：住家は、現実に人が居住している建築物

5 救助の程度、方法及び期間

災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間は、次のとおりである。

救助の種類	支出の限度	使途	適用範囲	期間																																																																
避難所の設置	1. 避難所設置費 1人1日 330円以内 2. 高齢者、障害者等であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	1. 賃金職員雇上費 2. 消耗器材費 3. 建物又は器物の使用謝金 4. 光熱水費 5. 仮設便所等の設置費	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内																																																																
応急仮設住宅の供与	一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。建設して供与する場合は、一戸当たり5,714,000円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集會等に利用するためのできるとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の実情に応じた額とする。	1. 建設して供与する場合は、建設に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等 2. 解体撤去及び土地の原状回復のための費用 3. 賃貸住宅の居室を借上げて供与する場合の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他賃貸住宅の貸主又は仲介者との契約に不可欠な費用	1. 住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者 2. 福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。 3. 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、受入れすることができる。	1. 着工は災害発生の日から20日以内 2. 供与期間は完成の日から2年以内																																																																
炊き出しその他による食品の給与	1人1日 1,160円以内	1. 主食費 5. 消耗器材費 2. 副食費 6. 雑費 3. 燃料費 4. 器物等の使用謝金	1. 避難所に收容された者 2. 住家に被害を受けて炊事のできない者	災害発生の日から7日以内																																																																
飲料水の供給	実費	1. 水の購入費 2. 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費	災害により現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内																																																																
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1. 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">夏季(4～9月)</th> <th colspan="2">冬季(10～3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,800円以内</td> <td>1人世帯</td> <td>31,200円以内</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>24,200円以内</td> <td>2人世帯</td> <td>40,400円以内</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>35,800円以内</td> <td>3人世帯</td> <td>56,200円以内</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>42,800円以内</td> <td>4人世帯</td> <td>65,700円以内</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>54,200円以内</td> <td>5人世帯</td> <td>82,700円以内</td> </tr> <tr> <td colspan="4">6人以上1人増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>7,900円</td> <td>-</td> <td>11,400円</td> </tr> </tbody> </table> 2. 住家の半壊、半焼又は床下浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む）により被害を受けた世帯 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">夏季(4～9月)</th> <th colspan="2">冬季(10～3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,100円以内</td> <td>1人世帯</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,300円以内</td> <td>2人世帯</td> <td>13,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,400円以内</td> <td>3人世帯</td> <td>18,400円以内</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>15,100円以内</td> <td>4人世帯</td> <td>21,900円以内</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>19,000円以内</td> <td>5人世帯</td> <td>27,600円以内</td> </tr> <tr> <td colspan="4">6人以上1人増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>2,600円</td> <td>-</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	夏季(4～9月)		冬季(10～3月)		1人世帯	18,800円以内	1人世帯	31,200円以内	2人世帯	24,200円以内	2人世帯	40,400円以内	3人世帯	35,800円以内	3人世帯	56,200円以内	4人世帯	42,800円以内	4人世帯	65,700円以内	5人世帯	54,200円以内	5人世帯	82,700円以内	6人以上1人増すごとに加算				-	7,900円	-	11,400円	夏季(4～9月)		冬季(10～3月)		1人世帯	6,100円以内	1人世帯	10,000円以内	2人世帯	8,300円以内	2人世帯	13,000円以内	3人世帯	12,400円以内	3人世帯	18,400円以内	4人世帯	15,100円以内	4人世帯	21,900円以内	5人世帯	19,000円以内	5人世帯	27,600円以内	6人以上1人増すごとに加算				-	2,600円	-	3,600円	給貸与費用	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1. 寝具 2. 被服 3. 身の回り品 4. 炊事用具 5. 食器 6. 日用品 7. 光熱材料	災害発生の日から10日以内
夏季(4～9月)		冬季(10～3月)																																																																		
1人世帯	18,800円以内	1人世帯	31,200円以内																																																																	
2人世帯	24,200円以内	2人世帯	40,400円以内																																																																	
3人世帯	35,800円以内	3人世帯	56,200円以内																																																																	
4人世帯	42,800円以内	4人世帯	65,700円以内																																																																	
5人世帯	54,200円以内	5人世帯	82,700円以内																																																																	
6人以上1人増すごとに加算																																																																				
-	7,900円	-	11,400円																																																																	
夏季(4～9月)		冬季(10～3月)																																																																		
1人世帯	6,100円以内	1人世帯	10,000円以内																																																																	
2人世帯	8,300円以内	2人世帯	13,000円以内																																																																	
3人世帯	12,400円以内	3人世帯	18,400円以内																																																																	
4人世帯	15,100円以内	4人世帯	21,900円以内																																																																	
5人世帯	19,000円以内	5人世帯	27,600円以内																																																																	
6人以上1人増すごとに加算																																																																				
-	2,600円	-	3,600円																																																																	

救助の種類	支出の限度	用途	適用範囲	期間
医療の給付	1. 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2. 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3. あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師（以下「施術者」という）による場合 協定料金の額以内	医療費用	1. 災害のため医療の途を失った者に対し応急的処置をする。 2. 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所（施術者を含む。）において行うことができる。 3. 次の範囲内で行う。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への受入れ (5) 看護	災害発生の日から14日以内
助産の給付	1. 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	助産費用	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対し、次の範囲内で行う。 1. 分べんの介助 2. 分べん前後の処置 3. 衛生材料の支給	分べんした日から7日以内
被災者の救出	実費	救出のため機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害のため現に救助を要する状態にある者、又は生死不明の状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1. 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	修理費	1. 災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2. 応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行う。	災害発生の日から3か月以内に完了すること（国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	1. 教科書及び教材 <小学校児童、中学校生徒> 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費 <高等学校等生徒> 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2. 文房具及び通学用品費 ・小学校児童1人当たり 4,500円 ・中学校生徒1人当たり 4,800円 ・高等学校等生徒1人当たり5,200円	1. 教科書（教材を含む） 2. 文房具 3. 通学用品	住家の全壊、全焼、流失、半壊又は床下浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、現物をもって行う。	災害発生の日から教科書（教材を含む）は1か月以内、その他の学用品は15日以内

救助の種類	支出の限度	用途	適用範囲	期間
埋葬	1 体当たり 大人 215,200円以内 小人 172,000円以内	1. 棺（付属品を含む。） 2. 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3. 骨つぼ及び骨箱	災害の際に死亡した者について、遺体の応急的処置を行うため、なるべく現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	実費	搜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費等	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定されるものに対して行う。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1 体当たり 3,500円以内 2. 遺体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1 体当たり 5,400円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、実費を加算できる。 3. 検案のための費用 救護班以外により検案する場合 慣行料金の額以内	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 2. 死体の一時保存費 3. 死体の検案費	1. 災害により死亡した者について行う。 2. 処理は次の範囲内で行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3. 検案は原則として救護班によって行う。	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	1 世帯当たり 137,900円以内	除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者に対して行う。	災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送費および賃金職員等雇上費	実費	輸送費及び賃金職員等雇上費	応急救助のための輸送費及び人夫費として支出できる範囲は次の場合である。 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給等	それぞれの救助の実施が認められる期間以内

注：広島県地域防災計画附属資料（県健康福祉総務課調、令和3年4月1日現在）による。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節	目的	150
第2節	被災者の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	150
第3節	被災者の生活確保に関する計画	166
第4節	施設災害復旧計画	166
第5節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	167
第6節	災害復興計画（防災まちづくり）	168

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

町及び県は、被災者の生活再建及び生業回復のため、町民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、町及び各種金融機関の協力のもと、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、町は、り災証明の交付体制を確立させるものとする。

2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 り災証明の交付及びり災台帳の作成

(1) り災証明書の交付

町長は、り災者から申請があったときは、次のとおり、り災証明書（別記様式9）を交付する。

ア り災台帳と照合して被災の事実を確認したときは、り災証明書を作成し当該申請書に交付する。

イ り災証明書の交付について被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮証明書を交付することができる。この場合、調査確認したときは、り災証明書に切り替え交付するものとする。

この際、住家等被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ウ り災証明書の交付の申請は、り災証明書交付申請書（別記様式10）により行うものとする。

(2) り災台帳の作成

町長は、被災状況を調査のうえ、り災台帳（別記様式11）を作成し、保管しておくものとする。

(3) 保存期間

り災証明書交付申請書及びり災台帳の保存期間は10年とする。

4 各種支援措置等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

- ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等
- イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他緊急機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、154～164頁のとおりである。

5 町内諸団体の資金の充実

町内の公共的団体と協力して、民生金庫の設置等により、災害資金制度の充実を図る。

■別記様式9

令和 年 月 日

り 災 証 明 書

次の通り相違ないことを証明します。

坂 町 長

り 災 者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	備考

り	災害原因		り災年月日 令和 年 月 日	
	り災場所 坂町 丁目 番地			
災 事 項	災 状 況	建 物	<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼）	<input type="checkbox"/> 床上浸水（ cm）
			<input type="checkbox"/> 半壊（半焼）	<input type="checkbox"/> 床下浸水（ cm）
災 事 項	災 状 況	土 地	<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> その他
			<input type="checkbox"/> 崩壊	<input type="checkbox"/> 流失
災 事 項	災 状 況	土 地	<input type="checkbox"/> 陥没	<input type="checkbox"/> その他
			<input type="checkbox"/> 埋没	
災 事 項	災 状 況	そ の 他		

■別記様式10

令和 年 月 日

坂 町 長 様

り災証明書交付申請書

申請者 (窓口に来られた方)	住所
	氏名 印

り 災 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称 印	
	備考	証明書の提出先

り 災 事 項	災害原因		り災年月日 令和 年 月 日		
	り災場所				
	坂町		丁目	番地	
	建物	<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼）	<input type="checkbox"/> 床上浸水（	cm）	
		<input type="checkbox"/> 半壊（半焼）	<input type="checkbox"/> 床下浸水（	cm）	
土地	<input type="checkbox"/> 一部損壊		<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 崩壊	<input type="checkbox"/> 流失			
	<input type="checkbox"/> 陥没	<input type="checkbox"/> その他			
その他					

■別記様式11

(整理番号 号)

り 災 台 帳

り災場所 坂町 丁目 番地					物件所有者					
災害の原因					避難場所					
り 災 者	住所又は所在地 電話 () -				法人名 (代表者)					
		続柄	氏名	性別	生年月日	現況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
5										
り 災 状 況	<input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 全壊 (流失・全焼) <input type="checkbox"/> 半壊 (半焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊			<input type="checkbox"/> 床上浸水 (cm) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (cm) <input type="checkbox"/> その他				
			長さ×高さ×幅 <input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他							
	その他									
備考										
り災日	令和 年 月 日 時 分				調査員の職・氏名 印					
調査日	令和 年 月 日 時 分									

■生業回復の資金確保制度等

(1) 災害融資制度（令和5年4月18日現在）

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額
日本政策金融公庫法	農林漁業施設資金 (主務大臣指定)	・果樹の改植又は補植 ・主務大臣の指定する農業及び水産業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧 ・被災した林業施設の復旧	農業を営む者 農協（農業者に転貸する場合に限る。） 同連合会（果樹の改植又は補植の場合に限る。）	農業施設 融資対象事業費×80%
			林業を営む者	林業施設 最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設 300万円 (特認 600万円) 最低 1件 10万円
			漁業を営む者 漁協（漁業者に転貸する場合に限る。）	漁業施設 最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②漁船 1,000万円 その他施設 1施設 300万円 (特認 600万円)
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	農産物の生産・流通・加工・販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	農産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	土地改良区、同連合会、農協、同連合会、農済、同連合会、5割法人、農業振興法人	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%
			森組、森連、中小企業等協組（その組合員の50%以上が林業者であるもの）、農協、農協連	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%
			水産業協同組合（漁業生産組合を除く）	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	災害等により農林業経営の維持安定が困難な担い手であって、農業所得又は林業所得が総所得の過半を占める等の一定の要件を満たす者	600万円 (特認 年間経営費等の12分の6以内)	
			災害等により漁業経営の維持安定が困難な漁業者であって、漁業所得が総所得の過半を占める等の一定の要件を満たす者	600万円 (特認 年間経営費等の12分の6以内)
農業基盤整備資金 (農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金)	災害復旧事業 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の災害復旧	土地改良区、同連合、農協、同連合会、農業者、5割法人 農業振興法人	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1件 10万円	
林業基盤整備資金	樹苗養成施設資金	樹苗養成施設の復旧	森組・森連・農協・中小企業等協同組合・樹苗養成事業を営む者	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%
	造林資金	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令に基づく復旧造林	森組・森連・農協・森林公社・地方公共団体・林業を営む者	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%
	林道資金	自動車道、軽車道及びこれらの附帯施設の復旧	森組・森連・農協・中小企業等協同組合・林業を営む者	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.55～ 1.00%	25年以内 (果樹) 15年以内 (果樹以外)	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課	令和5.4.1現在
0.45～ 0.70%	15年以内	3年以内		林業課	令和5.4.18現在
0.45～ 0.70%	20年以内	3年以内		水産課	令和5.4.18現在
0.55～ 1.00%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課	令和5.4.1現在
0.45～ 0.70%	20年以内	3年以内		林業課	令和5.4.18現在
0.45～ 0.70%	20年以内	3年以内		水産課	令和5.4.18現在
0.45～ 0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課 林業課	令和5.4.18現在
0.45～ 0.70%	15年以内	3年以内		水産課	令和5.4.18現在
0.16～ 0.30%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 など	農業基盤課	平成30.4.18現在
0.45～ 0.70%	15年以内	5年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 など	林業課	令和5.4.18現在
0.45～ 0.70%	30年以内 (林業経営改善計画による:40年以内、森林施業計画による:50年以内)	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内、森林施業計画による:35年以内)			
0.45～ 0.70%	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画による:7年以内)			

第4章 災害復旧計画

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害特別対策資金	知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得等に必要資金	被害農業者救済資金	農業を営む者であって、農作物等の損失額が平成農業総収入の10%以上であることについて町長の認定を受けた者	個人 200万円 (果樹, 畜産500万円) 法人 1,000万円
			農業施設災害特別資金	農業を営む者であって、暴風雨、豪雨、降雪、降雹、低温及び干ばつ等の天災により、被害を受けたことについて、町長の認定を受けた者	個人 1,800万円 法人等 2億円
	漁業災害特別対策資金	知事が指定する災害により被害を受けた漁業者の経営再生産及び漁業用施設等の再取得等に必要資金	被害漁業者救済資金	漁業を営む者であって、水産物等の損失額が平成漁業総収入の10%以上であることについて町長の認定を受けた者	個人 200万円 法人 1,000万円
			漁業施設災害特別資金	漁業を営む者であって、漁業施設等に大きな被害を受けたため、新たにこれと同種の漁業用施設の造成等を必要とする旨を町長が証明した者	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号に定める額
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金 (福祉資金－福祉費)	被災した住宅の補修等に必要経費	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）ただし、法に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、災害援護資金を優先する。	250万円以内（目安）	
		災害により臨時に必要となる経費		150万円以内（目安）	
	生活福祉資金 (福祉資金－緊急小口資金)	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に必要経費		10万円以内	
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金	緊急に必要な生じた資金	低所得世帯	生活資金 5万円以内 療養資金 5万円以内 (特に必要と認められる場合15万円以内)	
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金	被災者の生活の立て直しに必要な経費	災害り災者 (所得制限あり)	1世帯当たり 350万円以内 (被害により異なる)	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金）	災害に係る住宅の補修等に必要な経費	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	150万円以内 (特別200万円以内)	
	母子・父子・寡婦福祉資金（転宅資金）	災害により現に居住している住宅を移転するのに必要資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	26万円以内	
母子家庭等緊急援助資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援助資金（生活安定資金）	母子家庭等に緊急に必要な資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	1回当たり 3～5万円	

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.00～0.16% (令和3年度発動時)	7年以内	1年以内	農業協同組合	就農支援課	
0.16～0.30% (令和3年度発動時)	7～17年以内	2～7年以内			
3.0%以内	7年以内	1年以内	広島県信用漁業協同組合連合会	水産課	
3.0%以内	漁業近代化資金 融通法施行令第2条の表に規定する期間	漁業近代化資金 融通法施行令第2条の表に規定する期間			
連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	7年以内 (目安)	6か月以内	町社会福祉協議会	地域福祉課	
無利子	12か月以内	2か月以内			
無利子	6か月 (特に必要と認められる場合9か月)	なし	町社会福祉協議会	地域福祉課	一部の市町でのみ実施
3.0%	10年	3年	町	健康危機管理課	
保証人あり：無利子 保証人なし：1.0%	6年以内 (特別7年以内)	6か月	町	こども家庭課	
	3年以内	6か月	町		
無利子	3～6か月	無し	地区母子会	こども家庭課	1名以上の保証人が必要

第4章 災害復旧計画

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額		
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金	病床不足地域における新設等	私的医療機関（対象施設：病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、共同利用施設、指定訪問看護事業、医療従事者養成施設）	①、②のいずれか低い額 ①限度額 300万～12億円 ②標準建設費・購入価格・所要資金の70～90%（施設の種類により異なる）		
	増改築資金	甲種				病床不足地域における増改築（病院・診療所）
		乙種				病床充足地域における増改築（病院・診療所）
		その他				増改築（病院・診療所以外）
	機械購入資金	新設				
		先進医療等に使用する高額な医療機器（病院）				
長期運転資金	・新設（新築資金）					
	・経営安定化資金					
	・新型コロナウイルス対応支援					
株式会社商工組合中央金庫法	災害復旧資金	災害復旧に必要な設備資金、運転資金	※ 指定被災地域内に所在し被災した中小企業者	商工組合中央金庫	1億5千万円（別枠）	
株式会社日本政策金融公庫法	中小企業事業災害復旧貸付			中小企業事業		
	国民生活事業災害復旧貸付			国民生活事業災害貸付加算	3,000万円	
広島県県費預託融資制度要綱	倒産防止等資金（県指定等）		※自然災害により直接被害を受けた中小企業者等（町の発行する「り災証明書」が必要）	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円 ※復旧経費の範囲内を限度とする。		
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資	住宅の建設、購入、補修	災害で被害を受けた家屋の所有者、賃借人、居住者の方	（別表1）		
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、薪炭原木、木材、林業用種苗、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がま、わさび育成施設、種苗育成施設の構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の構造又は取得資金、労賃水利費、農作物共済、畑作物共済（ただし、蚕繭に係るものに限る）、家畜共済、漁業共済の掛金、簡易な施設の復旧のための資材の購入資金、既往の災害で借り受けている経営資金の返済にあてる資金その他農業漁業経営に必要な資金	次の基準によって町長の被害認定を受けた農林漁業を営む者（政令で定める法人を含む） ・被害農業者： $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上であつ $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上のもの ・樹体被害農業者： $\frac{30 \text{ (樹体損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの ・被害林業及び漁業者： $\frac{10 \text{ (産物損失額)}}{100 \text{ (平年林業(漁業)総収入額)}}$ 以上か $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの	（表）のB万円又は、A%（損失額に対する割合）のいずれか低い額 A%及びB万円は、政令で定められるが、最近の天災に適用された額及び損失額に対する割合		

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考		
0.400～ 1.000%	30年以内 (施設・構造の 種類により異なる)	3年以内 (施設の種類に より異なる)	独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人福祉医療代理店 (全国の都市銀行、地方銀行、 信用金庫、信託銀行、商工組合 中央金庫、信用組合の本・支 店)	医療介護基盤課	左記通常貸付制 度によって災害 の場合も対応し ている。 災害救助法が適 用された地域に ついては、特別 な条件で貸付を 行う。 (利率は令4年5 月2日現在)		
0.900～ 1.500%							
0.500～ 1.100%							
1.009%						5年以内	6ヶ月以内
0.700%						5年超10年以内	
0.809%						3年以内	1年以内 (施設の種類に より異なる)
0.809%						8年以内	
0.400%	15年以内						
基準利率	10年以内	2年以内	(株)商工組合中央金庫	経営革新課	※被害状況を勘 案し、国が指定 する。		
基準利率			(株)日本政策金融公庫 中小企業事業				
基準利率			(株)日本政策金融公庫 国民生活事業				
(固定金利) 信用保証付 0.8～1.2% 信用保証無 1.1～1.5%	運転・設備10年 以内	運転1年以内 設備3年以内	県費預託融資制度 取扱金融機関		信用保証付で融 資を利用する場 合は別途保証料 が必要		
団信加入の 場合 01.05%	(別表1)	補修の場合1年 以内、その他は 3年以内	独立行政法人住宅金融支援機構 取扱金融機関	建築課	満60歳以上の方 向けには災害復 興住宅融資も利 用が可能		
・損失額が10 ～30%未満の 者6.5%以内 ・損失額が30 %以上の者 5.5%以内(樹 体被害者は 6.5%以内) ・特別被害地 域内で損失額 が50%以上の 者(特別被害 農林漁業者) 3.0%以内 で、法発動の 都度定められ る。	6年以内(激甚 災害適用は7年 以内)で政令で 定める		農業協同組合、森林組合 広島県信用漁業協同組合連合会	就農支援課 林業課 水産課			

第4章 災害復旧計画

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、漁業協同組合	損失額の80%または以下の金額のいずれか低い額 単協 2,500万円 連合会 5,000万円 ただし、激甚災害適用の場合 単協 5,000万円 連合会 7,500万円

(注)貸付利率については、変動する場合がある。

(表)

区 分	天災融資法のみ適用の場合			激甚災害法適用の場合			
	A%	B 万円		A%	B 万円		
		個 人	法 人		個 人	法 人	
農業者	果樹栽培者	55	500	2,500	80	600	2,500
	家畜等飼養者						
	一般農業者		45	200		2,000	60
林 業 者	45	200	2,000	60	250	2,000	
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	80	5,000	5,000
	漁船建造取得資金	80	500	2,500	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	60	600	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000	60	250	2,000

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
6.5%以内	3年以内		広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 農林中央金庫 森林組合連合会	就農支援課 林業課 水産課	

(2) その他の救済制度（減免等）

救済制度	救済制度の内容	窓口等	
国税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 所得税の減免 ② 源泉徴収所得税の徴収猶予 ③ 相続税又は贈与税の免除等	税務署	
地方税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 地方税（個人の県民税、個人の市町民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税）の減免 ② 地方税の徴収猶予 ③ 地方税の納付期限の延長等	県庁（県税事務所） 市役所 町役場	
国民健康保険料（税）及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ① 保険料（税）の減免及び徴収猶予 ② 医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場	
後期高齢者医療保険料及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ① 保険料の減免及び徴収猶予 ② 医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場	
介護保険料及び利用者負担の減免等	被災者に対する ① 保険料の減免及び徴収猶予 ② 利用者負担の減免	市役所 町役場	
国	災害弔慰金の支給	一定規模以上の自然災害で死亡した場合 生計維持者 500万円 その他の者 250万円	市役所 町役場
	災害障害見舞金の支給	一定規模以上の自然災害で、一定程度の障害となった場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円	
	被災者生活再建支援金の支給	一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援する。	
県	災害弔慰金の支給	自然災害で死亡した場合 50万円	市役所 町役場
	災害見舞金の支給	自然災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全壊 30万円 半壊 10万円	
	広島県被災者生活再建支援補助金の支給	県内に被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害において、被災世帯数が法の基準に満たない市町の被災者に対して市町と連携し支援を行う。	
町	災害弔慰金の支給	自然災害で死亡した場合 生計維持者 500万円 その他の者 250万円	市役所 町役場
	災害見舞金の支給	災害で一定以上の被害を受けた世帯、これらの災害により重傷又は死亡した者 死亡 30万円 重傷 3万円 全壊 20万円 半壊 10万円	
中小企業者への信用保証枠の拡大	次のいずれかに該当する場合、一般保証より別枠で2億8,000万円の保証枠が上乘せされる。 ① 中小企業信用保険法第2条第4項第4号指定の災害 ② 激甚災害	広島県信用保証協会	

根拠法令	備考
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号)	
地方税法(昭和25年法律第226号) 災害被害者に対する地方税の減免措置等について (昭和39年自治事務次官通達) 各市町の条例、規則、要綱	
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	
介護保険法(平成9年法律第123号) 各市町等(保険者)の条例	
災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	
被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)	支給額は(別表2)を参照
広島県災害見舞金等支給要綱(昭和62年4月21日施行)	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合を除く
広島県被災者生活再建支援補助金交付要綱 (平成12年6月7日施行)	支給額は(別表2)を参照
災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年6月3日条例第25号)	
坂町災害見舞金支給条例(昭和49年7月25日条例第32号)	
中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)	

(別表1) 災害復興住宅資金の貸付限度額及び償還期間

貸付条件	貸付区分	災害復興住宅		
		建設の場合	購入（新築・中古）の場合 中古リフォーム一体型の場合	補修の場合
貸付限度額		戸当り限度額	戸当り限度額	戸当り限度額
	○土地を取得する場合 3,700万円 ○土地を取得しない場合 2,700万円		3,700万円	1,200万円
償還期間	次の①又は②のいずれか短い期間（1年以上1年単位）			
	①申込区分による最長返済期間			
		建設 購入	35年	最長3年（1年単位）の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長
		補修	20年	1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長
	②「80歳」－「申込本人又は収入合算者（注）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」 （注）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入50%を超える場合に限る ※元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳			

(別表2) 被災者生活再建支援金及び広島県被災者生活再建支援補助金の支給額

1 被災者生活再建支援金

支給額は次の2つの支援金の合計額（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

基礎支援金		全壊	半壊解体 敷地被害解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
		加算支援金	100万	100万	100万	50万
建設・購入	200万	300万	300万	300万	250万	200万
補修	100万	200万	200万	200万	150万	100万
賃貸(公営住宅以外)	50万	150万	150万	150万	100万	25万

2 広島県被災者生活再建支援補助金

被災者生活再建支援金の半額

ただし、市町が県と同額の支援を行うことを条件としているため、県と市町の支給合計額は被災者生活再建支援金と同額

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

地震（地震・津波）災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。

ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 町、その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備し、被災者のうち、援護を必要とする町民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援護を迅速に行い、要援護者の保護を図る。

(2) 町は、価格及び需給動向の把握並びに情報の提供をし、関連業界への安定供給及び価格の安定にかかる協力依頼をする。

各実施機関の体制をもってしても救護措置の実施が困難な場合、町長は応援要員の派遣を知事に要請する。

(3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

3 被災者等に対する生活相談

町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。

また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

(1) 町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努める。

(2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原型復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上を配慮する。

2 復旧計画

(1) 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

(2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）
砂防法（明治30年法律第29号）
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
森林法（昭和26年法律第249号）
海岸法（昭和31年法律第101号）
港湾法（昭和25年法律第218号）
港則法（昭和23年法律第174号）
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
公営住宅法（昭和26年法律第193号）
生活保護法（昭和25年法律第144号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）
老人福祉法（昭和38年法律第133号）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
売春防止法（昭和31年法律第118号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
都市計画法（昭和43年法律第100号）

第5節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、町は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。

なお、町は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、県、被災市町、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

- イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。
- (2) 救援物資の受入れ
 - ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、県及び町は受付窓口を設置する。
 - イ 町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。
 - ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。
- (3) 受入れ体制の広報
 - 円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。
 - ア 必要な物資と必要な数量
 - イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
 - ウ 救援物資の送付先、送付方法
 - エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと
 - オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼
- (4) 救援物資の配分
 - 町は県と連携して、避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。
 - その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。
 - なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。
- (5) 個人からの救援物資の受入れの例外
 - 必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3) ア～エを広報し、物資の確保に努める。

第6節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

- (1) 町及び県は、市街地の復興にあたっては、再度災害防止と、より快適な都市環境をめざすものとする。
- (2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における市街地の復興

都市基盤の整った市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組のプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業の実施により市街地を復興する場合には、町民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに町民との合意形成に努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

3 学校施設の復興

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。